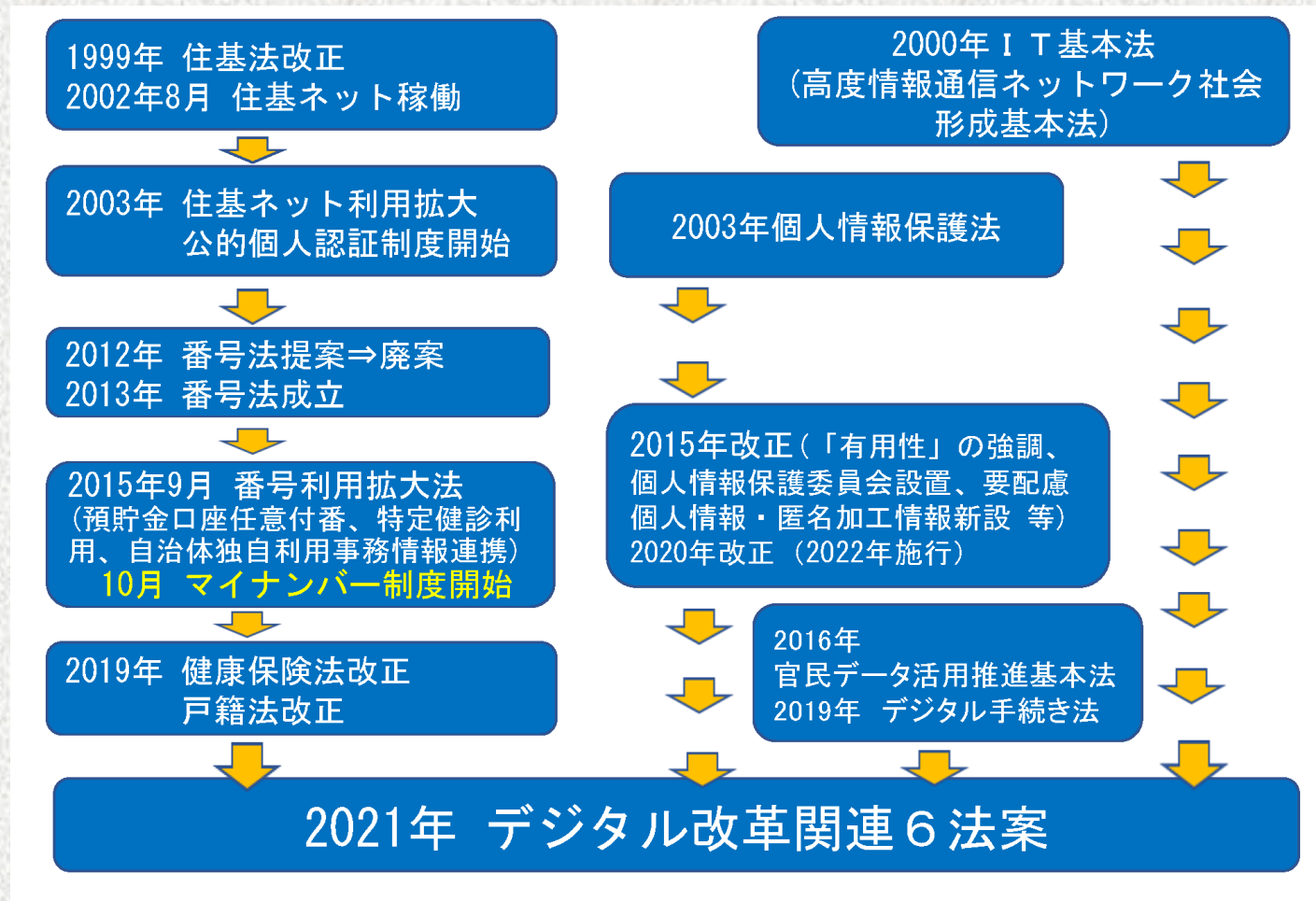


デジタル国会で何が議論され何が議論されなかったのか



※出典注記のない法案説明資料は、2021年3月26日 IT総合戦略本部デジタル・ガバメント分科会資料1より

※国会審議の内容は要旨です。質問者・答弁者は敬称略

情報関連の2つの基本法の全面改正を含む東ね法案

2

デジタル改革関連法案の全体像

2

- ✓ 流通する**データの多様化・大容量化**が進展し、**データの活用が不可欠**
- ✓ 悪用・乱用からの被害防止の重要性が増大

- ✓ 新型コロナウイルス対応において**デジタル化の遅れ**が顕在化
- ✓ 少子高齢化や自然災害などの**社会的な課題解決のためにデータ活用が緊要**

デジタル社会形成基本法案※IT基本法は廃止

- ✓ 「**デジタル社会**」の形成による我が国**経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現**等を目的とする
- ✓ デジタル社会の形成に関し、**基本理念**及び施策の策定に係る**基本方針**、国、地方公共団体及び事業者の**責務**、**デジタル庁**の設置並びに**重点計画**の策定について規定

〔IT基本法との相違点〕

- ・ 高度情報通信ネットワーク社会 → **データ利活用**により発展するデジタル社会
- ・ ネットワークの充実 + **国民の利便性**向上を図る**データ利活用**（基本理念・基本方針）
- ・ デジタル庁の設置（IT本部は廃止）

⇒デジタル社会を形成するための基本原則（10原則）の要素も取り込んだうえで、デジタル社会の形成の**基本的枠組み**を明らかにし、これに基づき施策を推進

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案

- ✓ 個人情報関係3法を**1本の法律に統合**するとともに、地方公共団体の制度についても**全国的な共通ルール**を設定、所管を**個人情報委に一元化**（個人情報保護法改正等）
- ✓ 押印・書面手続の見直し（押印・書面交付等を求める手続を定める48法律を改正）
- ✓ 医師免許等の**国家資格**に関する事務へのマイナナンバーの利用の範囲の拡大（マイナンバー法等改正）
- ✓ 郵便局での電子証明書の発行・更新等の可能化（郵便局事務取扱法改正）
- ✓ 本人同意に基づく署名検証者への**基本4情報の提供**、電子証明書のスマートフォンへの搭載（公的個人認証法改正）
- ✓ 転入地への**転出届に関する情報の事前通知**（住民基本台帳法改正）
- ✓ **マイナンバーカード**の発行・運営体制の抜本的強化（マイナンバー法、J-LIS法改正）

⇒官民や地域の枠を超えた**データ利活用**の推進、**マイナンバーの情報連携**促進、**マイナンバーカード**の利便性の向上・普及促進及びオンライン手続の推進、**押印等を求める手続の見直し**等による国民の手続負担の軽減等

デジタル庁設置法案

- ✓ **強力な総合調整機能（勧告権等）**を有する組織。基本方針策定などの企画立案、国等の情報システムの統括・監理、重要なシステムは自ら整備
- ✓ 国の**情報システム**、**地方共通のデジタル基盤**、**マイナンバー**、**データ利活用**等の業務を強力に推進
- ✓ **内閣直属の組織（長は内閣総理大臣）**。デジタル大臣のほか、特別職の**デジタル監**等を置く

⇒**デジタル社会の形成に関する司令塔**として、**行政の縦割りを打破**し、行政サービスを抜本的に向上

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案

- ✓ **希望者**において、**マイナポータル**からの登録及び**金融機関窓口**からの口座登録ができるようにする
- ✓ **緊急時の給付金や児童手当**などの公金給付に、登録した口座の利用を可能とする

⇒国民にとって**申請手続の簡素化・給付の迅速化**

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案

- ✓ **本人の同意**を前提とし、一度に**複数の預貯金口座への付番**が行える仕組みや、**マイナポータルからも登録**できる仕組みを創設
- ✓ **相続時や災害時**において、**預貯金口座の所在**を国民が確認できる仕組みを創設

⇒国民にとって**相続時や災害時の手続負担の軽減**等の実現

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

- ✓ 地方公共団体の基幹系情報システムについて、**国が基準を策定し、当該基準に適合したシステムの利用を求める法的枠組み**を構築
- ⇒地方公共団体の**行政運営の効率化・住民の利便性向上**等

性急な法案の検討過程 (デジタル改革関連法案WG作業部会第1回資料に加筆)

デジタル社会実現に向けたIT総合戦略本部の推進体制

資料1-1

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部

(IT総合戦略本部)

※ 設置根拠：IT基本法 第25条

本部長：内閣総理大臣

副本部長：デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

本部：本部長・副本部長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

官民データ活用推進戦略会議

※ 設置根拠：官民データ活用推進基本法 第20条

議長：内閣総理大臣

副議長：デジタル改革担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣

議員：議長・副議長以外の全国務大臣、内閣情報通信政策監(政府CIO)、有識者(10名)

合同会議

デジタル・ガバメント閣僚会議

※ 設置根拠：IT総合戦略本部長決定

議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、デジタル改革担当大臣

構成員：議長、副議長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監

新戦略推進専門調査会

※ 設置根拠：IT総合戦略本部決定

会長：内閣情報通信政策監(政府CIO)

委員：有識者(13名)

※本調査会の有識者は、官民データ活用推進基本計画実行委員会委員を兼任

官民データ活用推進基本計画 実行委員会

※ 設置根拠：官民データ活用推進戦略会議
長決定会長：村井純 慶應義塾大学教授
委員：有識者(21名)、行政機関職員2020.6/23-6/30(課題整理)
2020.9/25-12/11(4回)

2020.10/15-11/26(4回)

マイナンバー制度及び 国と地方のデジタル基盤 抜本改善WG

主 査：内閣官房副長官補(内政担当)
構成員：有識者6名、行政機関職員

デジタル改革 関連法案WG

座長：村井 純 慶応大学教授
構成員：有識者9名、行政機関職員

データ戦略 タスクフォース

主査：内閣総理大臣補佐官
構成員：有識者11名、行政機関職員

作業部会

座長：内閣官房副長官
構成員：行政機関職員

2020.10/29-11/20(2回)

2020.10/23-
12/8(4回)

地方の官民データ活用推進計画に関する委員会

EBPM推進委員会

道路交通WG

自動運転に係る
制度整備大綱SWG

オープンデータWG

データ流通・活用WG

港湾の電子化(サイバーポート)推進委員会

5Gと交通信号機との連携によるトラストドネットの
全国展開に向けた関係府省等連絡会議

デジタル・ガバメント分科会

座長：森田朗 津田塾大学総合政策学部教授
※新戦略推進専門調査会委員を兼任

拙速な国会審議の経過

●2021.2/9 デジタル改革関連6法案国会提出(法案説明資料に45カ所の誤り)

- (1) デジタル社会形成基本法案
- (2) デジタル庁設置法案
- (3) デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案(約60本の法案一括)
- (4) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法案
- (5) 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法案
- (6) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

●(1)～(5) の5法案の審議 (()内インターネット中継時間)

3/9衆議院本会議で趣旨説明⇒内閣委員会、 3/12(5時間34分)、3/17(5時間15分)

3/18参考人質疑

松尾豊(東大大学院工学系研究科教授)、 三宅弘(弁護士・獨協大学教授)

石井夏生利(中央大学国際情報学部教授)、山田健太(専修大学文学部ジャーナリズム学科教授)

3/19(5時間12分)、3/24AM内閣委・総務委連合審査会(3時間11分)、PM(2時間4分)、

3/31(5時間10分)、4/2内閣委採決＝修正案5本、28本の付帯決議、4/6衆議院本会議採決

4/14参議院本会議趣旨説明、4/20内閣委(6時間33分)、4/22内閣委(6時間13分)

4/27AM内閣委・総務委連合審査会(2時間47分)、PM内閣委(3時間11分)

5/6参考人質疑(2時間23分)

宍戸常寿(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

大久保敏弘(慶應義塾大学経済学部教授)、 三木 由希子(情報公開クリアリングハウス理事長)

5/11内閣委(5時間39分)、採決(29本の付帯決議)、5/12参議院本会議採決

●(6)地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案

4/6衆議院本会議で、5法案採決後に趣旨説明

4/15総務委員会質疑(5時間29分)・採決(15本の付帯決議)、4/16本会議採決

5/11参議院総務委員会質疑(3時間45分)・採決(14本の付帯決議)、5/12本会議採決

「束ね法案」「拙速」についての質疑

- 「相互に密接不可分であることから一括審議をお願いしている」(平井デジタル担当大臣答弁 衆・内閣3/12立憲・本多)
- 国会提出後に、法案関係資料に45か所の誤り。その原因
「喫緊の課題であるデジタル化についてスピード感を持って対応・・・長時間労働や過重な負担が参考資料の誤りの原因になったとは考えておらず、内閣官房IT総合戦略室において文書チェックの体制が不十分だったこと等が課題」(平井 参・本会議4/14立憲・杉尾)
- もっと束ねたかった(平井 参・内閣4/20国民・矢田)
「法案の今回の束ね方なんですけど、怒られるかも分かりませんが、本当はもっと束ねたいんですよ。・・・今回は、デジタル化の遅れということでスピード感を持って取り組むという我々のその危機感からこのような形になった」
- 何を束ねたかったのか(平井 参・内閣4/22立憲・塩村)
「まず、マイナンバー関連でいきますと、情報連携・・・**社会保障と税と災害の三分野以外の情報連携**というのはまだ全然道半ば。・・・それと、**在留カードとマイナンバーカードの一体化**、これももう是非やりたい。
ちょっとこれは時間が掛かると言うんですけど、**読み仮名の法制化**・・・令和六年からのマイナンバーカードの海外利用に合わせて、公証された氏名の読み方に基づいてマイナンバーカードに氏名をローマ字表記できるように、これ迅速に戸籍における読み仮名の法制化を図ると、これも急ぐと思うんです。
押印と書面・・・便利になったなと国民が実感するためには、**対面**のところを触らなきゃいけない・・・
全省庁、徹底的にそこを見てもらう」

デジタル社会形成基本法案

デジタル社会形成基本法案の概要

<予算関連法案>

趣旨

デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するため、デジタル社会の形成に関し、基本理念及び施策の策定に係る基本方針、国、地方公共団体及び事業者の責務、デジタル庁の設置並びに重点計画の作成について定める。

概要

1. デジタル社会

「デジタル社会」を、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて自由かつ安全に多様な情報又は知識を世界的規模で入手し、共有し、又は発信するとともに、先端的な技術をはじめとする情報通信技術を用いて電磁的記録として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用することにより、あらゆる分野における創造的かつ活力ある発展が可能となる社会と定義する。

2. 基本理念

デジタル社会の形成に関し、ゆとりと豊かさを実感できる国民生活の実現、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現、利用の機会等の格差の是正、個人及び法人の権利利益の保護等の基本理念を規定する。

3. 国、地方公共団体及び事業者の責務

デジタル社会の形成に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務等を規定する。

4. 施策の策定に係る基本方針

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たっては、多様な主体による情報の円滑な流通の確保（データの標準化等）、アクセシビリティの確保、人材の育成、生産性や国民生活の利便性の向上、国民による国及び地方公共団体が保有する情報の活用、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）の整備、サイバーセキュリティの確保、個人情報保護等のために必要な措置が講じられるべき旨を規定する。

5. デジタル庁の設置等

別に法律で定めるところにより内閣にデジタル庁を設置し、政府がデジタル社会の形成に関する重点計画を作成する。

6. 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の廃止等

高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）を廃止するほか、関係法律の規定の整備を行う。

7. 施行期日

令和3年9月1日

デジタル法案の目指す社会。何が変わるか

●基本法の中でデジタル社会という言葉で、経団連が次の社会像の一つとして使う「Society 5.0」を規定(平井 衆・内閣3/12自民・本田)

※狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会。第5期科学技術基本計画(2016-2020)で日本が目指すべき未来社会の姿として提唱

● 何が変わるのか(参・内閣4/20立憲 小沼)

(平井)政府のシステムの作り方が変わります。これは地方自治体もそうです。基本的なアーキテクチャーから全部見直しますし、今回、予算を我々一元管理させていただきます。

●なぜデジタル化が成長戦略になるのか(平井 参・内閣4/27立憲・小沼)

・国民目線の行政サービスの創出により、生産性の向上を図るとともに社会課題を解決していくことがまたビジネスになる

・データ戦略に基づいて官民のデータ資源の利活用を促進することで新たな付加価値の創出を求める

●「デジタル敗戦」の原因(平井 参・内閣4/20立憲・小沼)

デジタルの一番のメリットはつながること、情報連携ができること。そのデジタルの最大のメリットを、国と自治体間、各省庁間でちゃんとできていなかった、そのためにいろいろな行政手続というのは不便なままで経緯してしまっていて、国民が不便さに慣れてしまっていて余り大きな文句も言わず政府の背中を押さなかった

監視社会について

(平井)監視社会型のデジタル化の最たるものは中国。非常に効率的だが容認できるものでない。日本は、政府による情報の一元管理であるとか個人情報とかプライバシーに関して、国民は厳しい目で見ていているというふうに考えているので、我々は、**監視社会というようなものは全然想定しているわけではありませ**ん。最大限の配慮をした開発を常に続けてきている歴史があるので、非効率的でコストがかさんだ部分もあるが、それは日本としてデジタル化の中で守っていきたい一線(衆・内閣委3/12 立憲・今井)

●Xキースコアによる防衛省の監視(衆・内閣委3/12立憲・本多)

スノーデン文書ではアメリカから防衛庁にXキースコア提供あり、防衛省のメール監視は(中山防衛副大臣)電波情報業務の具体的内容は、将来の効果的な情報活動の支障となるおそれがあり、お答えを差し控えるが、防衛省・自衛隊におきます情報収集活動は、我が国の防衛に必要な情報を得るために行っているものでありまして、委員が御懸念をお持ちのインターネット上のメールの傍受を含め、**一般市民の監視**を行っているものではない

(平井)デジタル庁は政府情報システムの整備、管理を担うんですけれども、デジタル庁設置法案において、国の安全等に関する情報システムは対象外、除外するということになっているんです。

そういう意味で、防衛省のバックオフィスの一般的な業務のシステムは見ますが、安全保障に関わるところは我々の担当外ということになります。

●日本のデジタル政策(参・内閣4/27維新・柴田)

(平井)我が国は、G20大阪サミットにおいて、**信頼性のある自由なデータ流通、DFFT**を重要なコンセプトとして提唱して、多くの国から賛同を得ました。日本が目指しているそのデジタル社会というのは、中国のような監視型、監視社会型でもなく、アメリカのような自由なデータ流通、通信のための事業者による保護の重視でもない、もう一つの方向性として、保護と活用のバランスを図るものと考えています。

- 国会議員や幹部官僚の情報収集(盗聴、メール、位置情報等)(衆・内閣委3/31立憲・後藤)
(菅総理)法令にのっとって適正に情報収集はやっていきますけれども、法令に載らないことはやらない
(後藤)その法令は刑事訴訟法、通信傍受法、組織的犯罪処罰法か、ほかにあるか
(菅総理)事柄の性質上、お答えすべきではありません
(後藤)内閣情報調査室からレクを受ける中に、個人情報はあるか
(菅総理)内調から私への説明に含まれる個人情報は、内調が収集した情報、また他の行政機関が収集した個人情報が含まれる場合に行政機関個人情報保護法第八条に基づいて提供された情報に、関係省庁が集約・分析した情報を集約しており、関係法令にのっとって適正に行われている
(森野政府参考人)関係省庁がどのような法的根拠で内閣情報調査室に情報提供しているかについては、内閣情報調査室としては最終的にお答えする立場にはない
- デジタル庁に権限が集中して、官邸直属の情報機関である内閣情報調査室が一体になって全国民の個人情報を集約できる仕組みになるという指摘についての見解(参・内閣4/22立憲・杉尾)
(平井)今回の法案は、デジタル庁や内閣情報調査室に情報収集に関する新たな権限を付与するものではありません。個人情報がデジタル庁や内閣情報調査室を通じて官邸に吸い取られるのではないかという懸念は、これはもう全く当たらない。
(富安政府参考人)今回の法案でデジタル庁に新たに情報が、収集する、情報収集するという権限が付与されるものではない。あくまでも、それぞれの情報は行政機関あるいは地方自治体等が保有、管理しておりますので、デジタル庁で個人情報をまず集約するということではございません。
また、個人情報の取扱いにつきましては、当然、改正法である個人情報保護法の規定の下に適正に取扱いを行うこととなっており、個人情報保護委員会がしっかりと監視することになっております
(福浦政府参考人 個人情報保護委員会)改正案につきましては、現行法と同様に行政機関における保有個人情報の取扱い全般を規律の対象としている。したがって、改正後は、**捜査機関が保有する捜査情報に含まれる個人情報の取扱いにつきましても監視対象になる。**

デジタルの利用は国民・事業者の義務か

●デジタル化は国民・事業者の義務か？（衆・内閣委3/12立憲・後藤）

* 第3条 情報通信技術の活用やデジタル社会に参画することは全ての国民の義務か
（平井）義務の主体は国・自治体・事業者で、国民の義務ではない

* 第11条 情報通信技術の進展について、適確かつ積極的に対応することは国民の義務か
（平井）具体的な主体を念頭において義務づけるものではない

* 第16条 デジタルの利用は事業者の義務か
（平井）**事業者を対象とした努力義務だが、デジタルを不要と考える事業者に義務を課す趣旨ではない**

* 第20条 国民は情報通信技術活用の能力習得が不可欠か
（平井）「一人一人安心してデジタル社会に参加できるよう、**必要な能力の習得が不可欠**」

●（平井）「デジタル社会形成基本法案においては、国民の義務、責務は規定しておりません」。基本法案第16条は努力義務、各事業者はデジタル化を推進するかどうかを含めて判断するものであって、デジタル化は不要と考える事業者に対して義務を課す趣旨の規定ではない（衆・内閣3/31立憲・森山）

●マイナンバーカードを持たずに生きる権利の保障を（3/24連合審査・共産本村）

（平井）多様な幸せの実現ということですから、マイナンバーカードやデジタルを活用しない生活様式を否定するものではない。ただちゃんとした身分証明書があるのは、アナログの世界でも安全、安心な社会をつくっていく上では**必須**。プラス、デジタルでも使えるということですから、（マイナンバーカードに）多くの国民の理解は進み、持っていただけではないか

（武田総務大臣）マイナンバーカードは、対面でもオンラインでも確実な本人確認ができる、デジタル社会の基盤となるものであり、令和四年度末にはほぼ全国民に行き渡ることを目指し、その普及を進める

●前橋市がタクシー運賃補助をマイナンバーカードの利用に限定した例（衆・内閣委3/17 共産・塩川）

（平井）当面はデジタル手続と紙の手続を併用しながらも、デジタル化による利便性の向上を国民に実感していただきつつ、紙からデジタルへの転換を図っていく

デジタル・デバйд 「情報弱者」への対応

●コロナ対策において、持続化給付金などのようにデジタル申請のみとした制度では、申請に苦勞された事業者が多数おられたのも事実。デジタル弱者への目配りは(衆・内閣3/12自民・本田)

(平井)デジタル改革は、**誰一人取り残さないという視点**が不可欠。中国とかアメリカのデジタル化の進展を見ていると、置き去りにされる方々が非常にいる、しかし経済全体としてはそれでプラスになるから、デジタル化の恩恵を受けられる人、そうでない人の格差も容認。それと我々は一線を画したい

●デジタル社会形成基本法 第8条デジタル弱者、デジタルデバйд対策(衆・内閣委3/17共産・塩川)

デジタル社会形成の阻害要因となる格差の是正を図るというもので、デジタル化を前提。そうなりますと、国民への多様な行政サービスの提供を保障するのではなくて、国民にデジタルに習熟せよと求めるようなものにならないか

(平井)デジタル社会の形成は、デジタルの活用によって一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことを可能とすることで、多様な幸せを実現するために行うもの。個人がデジタル機器を利用しない生活様式や選択も当然尊重されるものと考えています。**国民にデジタル化を迫るものではない。**

●格差を拡大しないための措置(参・内閣4/20公明・石川)(参・内閣5/11立憲 杉尾)

マイナンバーカードやスマホを持たない方々がアクセスできないようなサービスが生まれ広がってはならない、情報通信技術を活用できる人、できない人の格差を広げることにつながってはならない

(時澤政府参考人)**アクセシビリティの確保**。具体的には、UI、UXの改善で高齢者や障害のある方、デジタルに苦手意識のある方に使い勝手が良い行政サービスへ刷新、ユニバーサルデザインを考慮した設計による機器の開発、高齢者や障害がある方に寄り添った機器やサービスの利用の機会を拡大

(平井) 格差の拡大というのを容認すると、恐らく中国のような状況になってしまう。アメリカもデジタル化はやっぱり格差を生むと感じています。日本では格差が広がらないようにアクセシビリティをちゃんと確保しながら、あらゆる人にいろいろなチャンスが与えられるようなデジタル化を進めてまいりたい

データ戦略、ベースレジストリ(公的基礎情報データベース)

●個人に関するベースレジストリーをつくるマスターとしてマイナンバーを(参・内閣4/20自民・山田)

(向井政府参考人)ベースレジストリーとは、公的機関等で登録、公開され、様々な場面で参照される、人、法人、土地、建物、資格等の社会の基本データであり、正確性や最新性が確保された社会の基盤となるデータベース。重点整備対象候補として、例えば個人、法人、土地、地図、文字、法律、制度、資格、公共施設等を示し、2030年を目標に整備することとして、そのための仕組みづくりを5年以内に行う。

何をキーとしてどういうふうに使っていくかという全体のアーキテクチャーを考えながら、一方で、セキュリティ、例えば漏えいしたときに大量の被害が出ないようなセキュリティの問題とのバランスを取るということも考えながら、先生の御指摘も踏まえまして検討させていただきたい

●住基ネット訴訟2008年最高裁判決と、いわゆる個人情報の一元管理(参・内閣4/20自民・山田)

個人情報の一元管理が憲法違反とは直ちには言っていない、現行法上一元管理することができる機関又は主体は存在していないと書いているだけ。自己情報コントロール権があればいいとも読める

(平川政府参考人 内閣法制局)公的基礎情報データベースに関する番号利用法の改正につきましては、担当省庁から具体的な案が示された段階で、仮に憲法との整合性が問題となるようであれば、それぞれの憲法の規定に基づき、その整合性について判断することになる

(向井政府参考人)情報の一元管理とシステムの一元化とは別。情報の一元管理ができる機関は多分日本には存在し得ない、そんなものをつくったらものすごい金が掛かる。一方で、システムの一元化というのは当然可能。マイナンバー法は(マイナンバーより)符号の方はもう少し広く使えるような書き方になっているので、今後その符号を使ってやっていこうというのが現状の情報連携のやり方。

●「データ共同利用権」(WGで識者提唱)の考え方への政府の見解(参・内閣4/27 公明・平木)

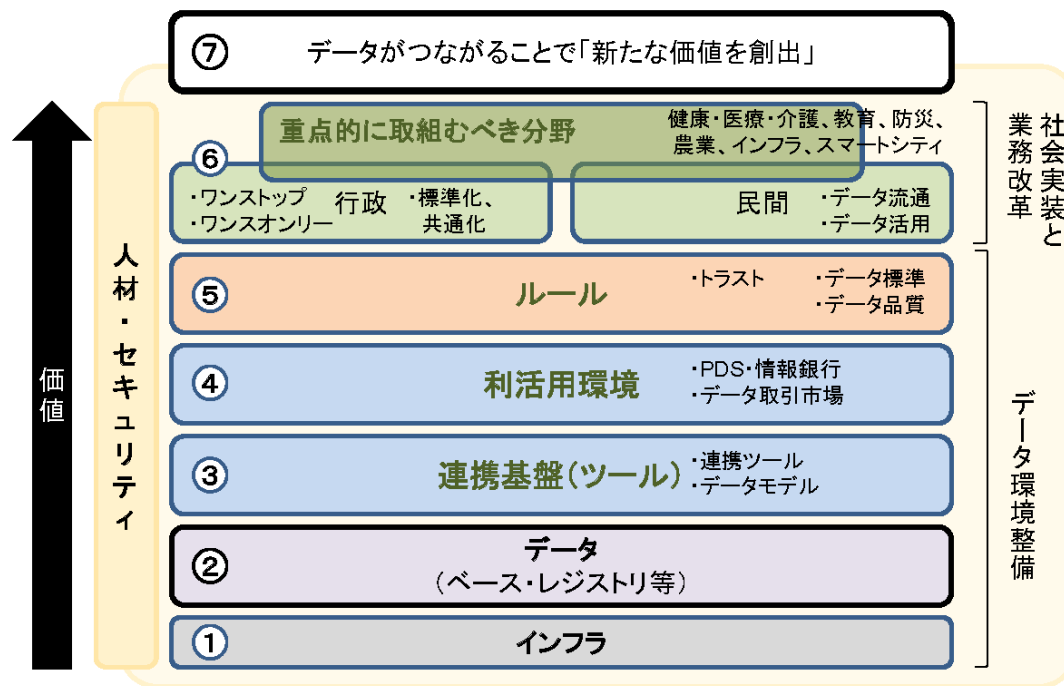
(二宮政府参考人)今回の法案にこれに関連する規定は一切含まれていない。政府としてデータ共同利用権の創設について具体的な検討をしたことはなく、検討する予定もない。一般論として、他人の個人情報を利用することにより得られる利益を権利と位置付けることは、本人の権利利益の保護を第一義的な法目的とする個人情報保護法制の体系と整合しない可能性が高く、極めて慎重に検討する必要

デジタル庁の目指すデータの包括的・効率的・一元の利用

「データに関わる我が国の全てのプレイヤーが**我が国全体のデータ構造＝「アーキテクチャ」**を共有し、それぞれの取組の社会全体での位置付けを明確化、連携の在り方を模索するとともに、無駄な重複の排除、欠落部分の補完を行っていく必要がある。アーキテクチャを共有することを通じて初めて**有機的・一体的かつダイナミックなデジタル社会**を構築することが可能になる。

本戦略の目標は**データがつながることで「新たな価値を創出」**すること(第7層)である。そのためには、データ利用者を含むステークホルダーの視点からみて、**幅広いデータの集約・分析・活用が包括的・効率的・一元的に実現**できていること、それらの実現によりステークホルダーがAI シミュレーション等でデータを最大限活用することを見据えたアーキテクチャとすることが必要である。」

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」
(2021年6月18日閣議決定)
別紙「包括的データ戦略」
9～10頁



※連携基盤(ツール)、利活用環境と、データ連携に必要なルールを包括的・有機的に提供する基盤をプラットフォームとする
※上記に加え国際連携についても考慮する必要がある

図 3 包括的データ戦略のアーキテクチャ

Gov-Cloud(ガバメントクラウド)とはどういうものか

(藤井副大臣)ガバメントクラウドは、複数のクラウドサービス事業者が提供する複数のサービスモデルを業務要件に合わせて選択し、相互に接続して構築する予定。その選定基準は、最新かつ最高レベルの情報セキュリティが確保できること、技術仕様等が公開され客観的に評価可能であること、現在策定中の技術要件等を満たすこと、システムライフサイクルを通じた費用対効果が見込まれること、国によってしっかりと統制ができることで、これを満たすものであれば排除をしない(衆・内閣3/17 自民牧原)

(時澤政府参考人)ISMAPでは、国際レベルの管理基準に基づきまして、第三者による監査のプロセスを経まして安全性が評価されたクラウドサービスをリストに登録、公表して、政府機関がクラウドサービスの調達を行う際には、リストに登録されたサービスから調達することを原則としております。ガバメントクラウドにつきましても、このリストに登録されたサービスから調達することが原則(衆・内閣3/17公明・濱村)

(平井)ISMAPはハードルがとても高い。ここを取ってまでやろうというクラウド事業者というのは、これは相当な資本もないとできないし、そういう意味で、ローカルでパブリッククラウドをやろうという事業者は本当にいるのだろうか(衆・内閣3/19 公明・濱村)

(時澤政府参考人)ガバメントクラウドはデジタル庁が整備し、各省庁や地方公共団体が利用するということを想定。個々の業務システムに関するデータも格納する。データのアクセス権限は、データを所管する行政機関がそれぞれを設定し、当該データが格納されるクラウド上の領域は他のデータが格納される領域と論理的に分離する。このため、従前と同様に、データを所管する行政機関以外には当該データにはアクセスすることができない(衆・内閣3/19 共産・塩川)

クラウド事業者とアプリケーション事業者との間で責任領域が曖昧になってしまう、責任分界点の問題が存在しているというふうに言われています。その対策をきちんと講じなければ、この問題が、ガバメントクラウドに移行した場合にシステム障害の元になる(衆・総務4/15 自民・小倉)

クラウドのセキュリティやシステムトラブルへの懸念

(衆・総務4/15 立憲・櫻井)これまで自治体が**オンライン結合**を禁止をしてきたということは、やはりオンライン結合するとリスクが高いから。オンライン結合しておいて、どうやって個人情報の安全性を確保できるのか

(衆・総務4/15 立憲・櫻井)ガバメントクラウドの**サーバーの設置の場所**は、日本国内に設置することを義務づけるのかどうか。日本の国内の法令が行き渡るところでしっかりと管理をしていくべき

(時澤政府参考人)ガバメントクラウドにおきましては、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度というのがございます。ISMAPに登録されたサービスから調達するということを原則にする、そして、データセンターの物理的所在地を日本国内とする、そして、情報資産につきまして、合意を得ない限り日本国外への持ち出しは行わないこと、さらに、一切の紛争は日本の裁判所が管轄するとともに、契約の解釈が日本法に基づくものであること、これを契約等により担保できることなどを選定基準とすることを考えている

(衆・総務4/15 国民・井上)ガバメントクラウドが、**海外のベンダーと契約**する、こういうようなこともあり得るのでしょうか。これは何で国産企業と契約するという基本原則が立てられないんですか。

(時澤政府参考人)基準を満たす者であれば、国産企業か外国企業かによって区別されるものではない

(参・内閣5/11 共産・田村)日本国内のデータセンターであっても、2018年3月成立の米国クラウド法で、米国が管轄権を有するアマゾンウェブサービス(政府共通プラットフォームを契約)のような事業者については、米国当局の執行管轄権があるのでは

(富安政府参考人)米国クラウド法につきましては、データが米国内に存在するか否かにかかわらず、米国政府が米国の管轄権に服するプロバイダーに対して、犯罪捜査において米国の裁判所が発付した令状がある場合に、当該企業が所有、保護及び管理するデータの提供を求めることができるとしていると承知しております。このため、犯罪捜査において米国の裁判所が発付する令状がある場合という適正な手続に基づく犯罪捜査という極めて限定的なケースのみ、そういう可能性がある。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律案の概要

28

趣旨

国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化について、基本方針及び地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての基準の策定その他の**地方公共団体情報システムの標準化を推進するために必要な事項を定める。**

概要

① 情報システムの標準化の対象範囲

- 各地方公共団体における事務の処理の内容の共通性、住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化の観点から、標準化の対象となる事務を政令で特定

※ 児童手当、住民基本台帳、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理、児童扶養手当、子ども・子育て支援

② 国による基本方針の作成

- 政府は、地方公共団体の情報システムの標準化の推進について、基本方針を作成
- 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣が、関係行政機関の長に協議、知事会・市長会・町村会等から意見聴取の上、方針案を作成

③ 情報システムの基準の策定

- 所管大臣は、①の事務の処理に利用する情報システムの標準化のための基準（省令）を策定
- 内閣総理大臣及び総務大臣は、データ連携、サイバーセキュリティ、クラウド利用等各情報システムに共通の事項の基準（省令）を策定
- 策定時に地方公共団体等の意見反映のための措置を実施

④ 基準に適合した情報システムの利用

- 地方公共団体が①の事務の処理に利用する情報システムは、③の省令で定める期間内に基準に適合することが必要
- ①の事務と一体的に処理することが効率的である場合に、基準に適合する情報システムの機能等について、①の事務以外の事務を処理するために必要な最小限度の追加等が可能

⑤ その他の措置

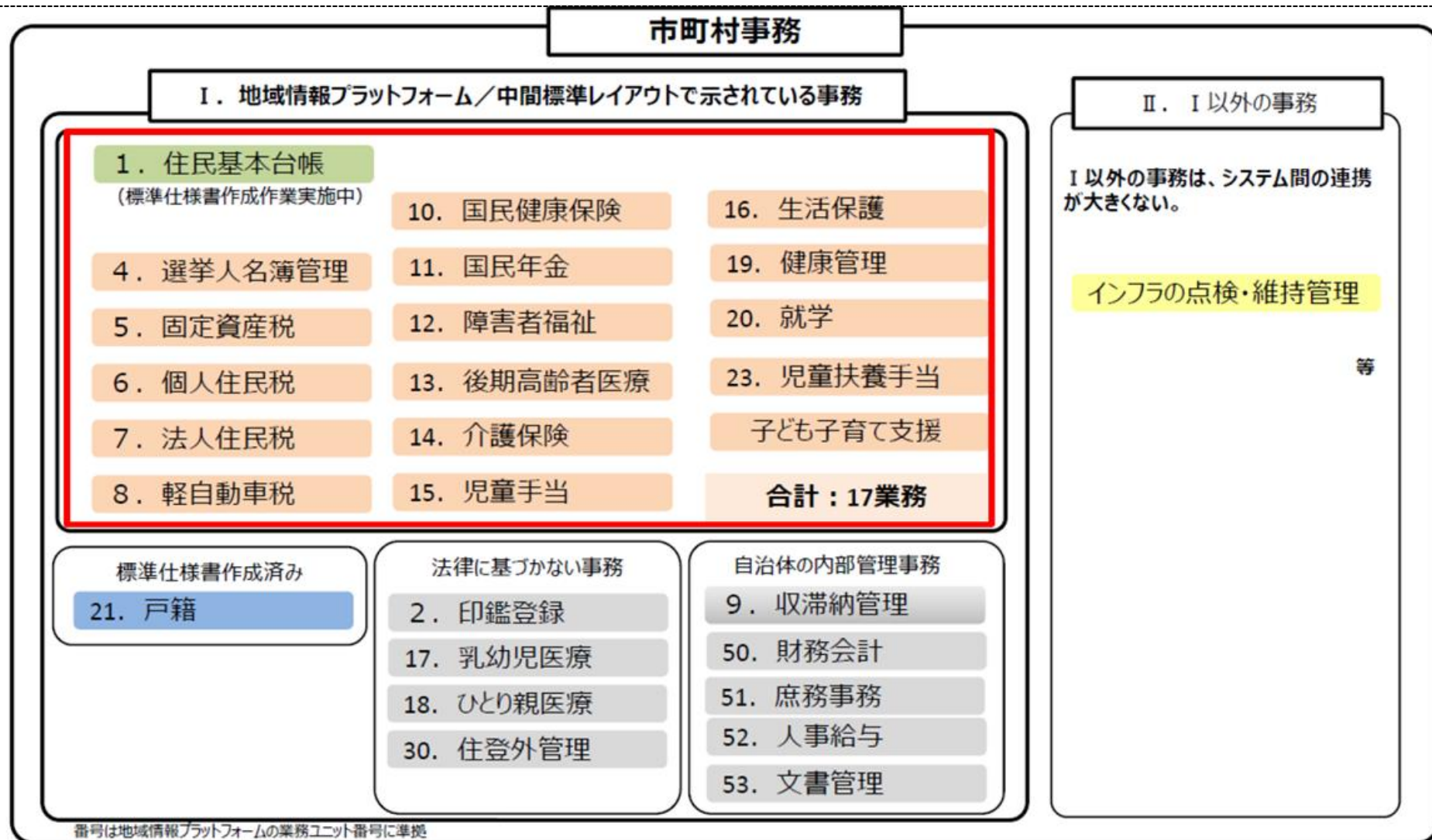
- 地方公共団体は、国による全国的なクラウド活用環境整備の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウドを活用して情報システムを利用するよう努める。
- 国は、標準化のために必要な財政措置を講ずるよう努めるとともに、地方公共団体が基準への適合を判断するための支援等を実施

⑥ 施行期日

- 令和3年9月1日

情報システム標準化される地方自治体の事務

自治体の主要17業務(基幹系システム)の標準仕様を、デジタル庁策定の基本方針と調整の下、関係府省において作成。各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを自治体が利用



システムの「標準化」「統一」と「共同化又は集約」の推進

18

●自治体システムの「標準化」「統一」「共同化」「集約」の説明を（衆・内閣3/12共産塩川）

（時澤政府参考人）「統一、標準化」＝標準化したシステムをクラウド上に載せまして使っていただく

「**標準化**」＝地方公共団体情報システム標準化法で規定。地方公共団体が各団体で共通した事務を行っている場合に、機能等について統一的な基準に適合した地方公共団体情報システムを利用することなどを指す。

「**統一**」＝法律に規定する言葉ではない。地方公共団体の情報システムに必要とされる機能等のうち共通的に利用できるものを地方公共団体が利用することを指す。

「**共同化又は集約**」＝デジタル社会形成基本法で規定。標準化とは違い、一部に異なる事務を行っている府省間、あるいは府省と地方公共団体間、都道府県と市町村間において同一のシステムを利用すること。例えば、府省間で政府共通プラットフォームを利用すること、都道府県と市町村間で自治体情報セキュリティクラウドを構築するなど。

●総務省は標準化、内閣官房は共同化や集約化というふうに記載（参・総務5/11立憲・岸）

（高原政府参考人 総務省）標準化法案第2条第3項において**標準化**という言葉进行定義。地方公共団体情報システムに必要とされる機能等についての統一的な基準に適合した地方公共団体情報システムを地方自治体が利用することとしている。共同化又は集約とは別の概念

一方で、標準化法案10条では、地方公共団体は、デジタル社会形成基本法第29条に規定する国による環境の整備に関する措置の状況を踏まえつつ、当該環境においてクラウド・コンピューティング・サービス関連技術を活用して地方公共団体情報システムを利用するよう努めるという**努力義務**も規定。標準化の取組が情報システムの共同利用を促進

情報システム共同化・集約化(クラウド化)は自治体の義務か

●自治体システムの共同化・集約は義務か。自治事務まで強制されるのか(衆・内閣委3/12立憲・後藤)
(平井)法案の第29条では、デジタル社会の形成に関し講じるべき施策の根幹を成す規定として、国及び地方公共団体の情報システムの共同化又は集約の推進を規定。これにより、**地方公共団体には、情報システムの共同化又は集約の推進に係る義務が課される**

●「推進」が義務。結果的に実現できない場合も(衆・連合3/24立憲・高木)

(平井)国及び地方公共団体に基本的な義務が課される対象は、情報システムの共同化又は集約の推進であって、情報システムの共同化又は集約そのものではない。

「情報システムの共同化又は集約の推進」との規定は、推進が物事を推し進めることの意味であることから、共同化又は集約に向けて検討を進めること等も含まれる。推進をしたが結果的には共同化又は集約が実現できない場合も、法律上は否定されるものではない。

地方公共団体に対して具体的に情報システムの共同化又は集約を行うことを義務づけるには、今回の基本法の規定に加えて、個別の法制上の措置、作用法の規定が必要であると考えておりまして、それは別途審議されるもの。

●何をもって推進をしたということになるのか(参・内閣4/20立憲 小沼)

(時澤政府参考人)情報システムにつきましては、これは業務プロセスと表裏一体の関係にありますので、行政運営の根幹を成すものでありますので、地方公共団体の長を始め、関係者が広く参画した上で検討が行われることが望ましい

●何かでガバメントクラウドなどを導入すれば、達成したということになるか(参・総務5/11国民・芳賀)

(時澤政府参考人)今回目標にしているのは、ガバメントクラウド上に構築される17業務のアプリケーション。その一部の何とかということではなくて、あくまでも十七の業務につきましてガバメントクラウド上で標準準拠システムを使っていたかどうかということを想定しております。

自治体は標準情報システムの利用は義務か

●標準システムの利用は自治体の義務(参・総務5/11維新・片山)

(高原政府参考人 総務省) 標準化法案は、情報システムによる処理の内容が各地方公共団体間において共通し、かつ統一的な基準に適合することが住民の利便性の向上や行政運営の効率化に寄与する事務を対象を限定した上で、**標準化基準への適合を義務付け**。

標準化の対象事務は地方公共団体の創意工夫の余地が小さい事務で、独自性を発揮すべき分野の事務を対象しているものではない。標準化の取組は国として推進すべき地方行政のデジタル化の基盤ということで、地方自治法に言う、いわゆる国の役割とされており、地方自治に関する基本的な準則を定めるという考え方で、今回法案を出させてもらっている

●自治体独自に上乗せでやっている施策は実施できるか(衆・内閣3/12立憲・後藤、共産・塩川)

(宮路大臣政務官) この度の法案によって、標準化対象事務以外の地方公共団体の独自の取組が行えなくなるものではない

(平井) 法令によって委任された地方自治が条例で定めることとされているサービスを提供する場合には、標準準拠の情報システムにおいて該当するサービスの設定を変更できる(パラメーター処理)

法令により委任されているわけではないが地方自治体が独自に提供するサービスについては、標準準拠システムとは別に、アドオンして、必要に応じて標準準拠システムと情報連携が可能となる標準仕様

●地方自治の侵害ではないか

(平井) 基本的にそのシステムの最適化を目指しているものであって、自治体はその自治体で決める政策の選択肢を狭めるということではない。システムはそういう政策判断を制約するものではない(衆・内閣委3/12共産・塩川)

自治体事務のオンライン化と対面の重要性

●自治体事務のオンライン化は、責務

デジタル手続法(2019年12月施行)は、自治体の行政手続のオンライン化の実施は努力義務だった。しかし、基本法第14条では、自治体に対して公共サービスのデジタル化の施策の策定、実施を責務としている。自治体が住民にデジタル化を押しつけるものにならないか。(衆・内閣3/17共産塩川)

(時澤政府参考人)基本法14条は、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、デジタル社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定。責務を書いており、具体的な義務づけはしていない。

●デジタルも進めるがアナログをなくすわけではないという理解でいいか(参・総務5/11立憲・岸)

(時澤政府参考人)全ての手続を拙速にデジタル化し、デジタルへの対応が困難な方にまでデジタル化を押し付けることで多くの方が利便性の低下を感じられるようなことは適切ではなくて、**当面は**デジタル手続と紙などのアナログ手続の併用をすることも含めまして、デジタル化の利便性の向上を国民に実感していただきつつ、アナログからデジタルへの転換を図っていくことが重要

(高原政府参考人)地方行政のデジタル化の目的は、住民の利便性の向上に寄与し、住民がそれを十分に実感できることにある。デジタル化の推進に当たりましては、地域の実情を十分に踏まえつつ、高齢者等の住民のデジタル活用をきめ細かく支援していくなど、デジタルデバйд対策を講じるとともに、**当面は**デジタルとアナログの手続を併用するといった対応が必要

●オンライン化の進展で窓口業務が無人になったり省力化されたり、自治体職員の削減につながるのではないか(参・内閣5/11立憲 杉尾)

(平井)仕事の内容が変わるというケースはある。ですから、今まで過去ずっと続けてきた窓口業務も、業務の見直しの対象に当然なっていく。市民側・国民側から見れば、行政手続に関して新たな選択肢が増える。そうなると、かつてのやり方以外に流れる方々がいるので、その人員は少なくなっていく

自治体の独自施策と財政措置

●標準17システムへの移行経費(参・連合4/27国民・小林)

(時澤政府参考人) 令和2年度3次補正予算で、標準準拠システムへの移行に要する経費を国費で支援

【2020年度第3次補正予算 国費10／10 1,508.6億円基金(2025年度まで)】

基金(地方公共団体のデジタル基盤改革の推進)について

以下のデジタル基盤改革を各自治体が計画的に取り組むことができるよう、地方公共団体情報システム機構に基金を設け、自治体の取組みを支援する。

<2022年度まで>

- ・マイナポータルを通じたオンライン手続の推進
- ・より高いセキュリティレベルのセキュリティクラウドへの移行

<2025年度まで>

- ・基幹系情報システムについて「(仮称)Gov-Cloud」上の標準準拠システムへの移行
(「自治体デジタル・トランスフォーメーション(DX)推進計画」2020.12.25総務省)

●17業務移行にともない必要になるシステム改修費用の負担(衆・連合3/24立憲・高木)

(武田総務大臣) 標準化法では条例などに基づく地方公共団体の独自サービスについて、標準化対象事務と一体的に処理することが効率的であると認めるときは、互換性が確保される場合に限り、標準準拠システムの機能などに最小限度の改変や追加を行うことが可能。

標準準拠システムへの移行に伴い、独自サービスに関わるシステムに一定の影響を及ぼす可能性。国費により支援の対象範囲などについては、独自サービスに関わるシステムへの影響など、システムの実態をよく伺いながら検討してまいりたい

●自治体の独自施策のシステムの改修について(衆・総務4/15 立憲・櫻井)

(武田) 独自施策に係る情報システムにつきましては、基本的には国庫補助の対象とすることは考えていない。一方、標準化対象システムと連携を行っている場合に、連携のインターフェース部分に何らかの影響が生じることが考えられ、支援対象範囲に含めるかは更に検討が必要

地方情報システム標準化法案のその他の質疑

●スケジュールへの懸念(衆・総務4/15 自民・小倉)

標準仕様がそろうのは再来年の夏、それを待ってベンダーがアプリケーションを開発するのが一年半はかかると言われており、2025年が移行期限だとすると、移行期間は二年程度しかない。

(高原政府参考人) 今般の新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、行政のデジタル化を加速化する必要が認識されたところであり、昨年末に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画において、国、地方を通じたデジタル化を今後五年間で進めることとされており、標準化、共通化についての目標時期を2025年度とすることとされております。

もっとも、委員御指摘のとおり、大規模な団体はシステム規模が大きく、標準準拠システムへの移行に相当の期間を要する場合がありますなど、多様な実情があるものと承知しております。

●対象事務の範囲(衆・総務4/15 立憲・櫻井)

(高原政府参考人) 標準化、共通化の取組を進めていくこととされた十七業務については、現在、関係府省において標準仕様書の検討が進められているところであり、その検討を踏まえ、標準化法案第二条第一項の規定に基づく政令において、十七業務のうち具体的に標準化の対象となる事務の範囲が定められる。その対象業務の全てが自動的になるというものではございません。

●カスタマイズの抑制(衆・総務4/15 立憲・櫻井)

(高原政府参考人) 標準化法案八条は、第一項において、標準化基準に適合した情報システムの利用を地方公共団体に義務づけております。これは、地方公共団体ごと、ベンダーごとに安易に標準準拠システムのカスタマイズを認めた場合、カスタマイズ抑制やベンダー間の円滑なシステム更改、クラウドによる共同利用の促進といった標準化の目的が果たせないこととなるためであり、地方公共団体の自治体クラウド導入における情報システムのカスタマイズ抑制等に関する基本方針や成長戦略フォローアップにおいて言及されておりますカスタマイズの抑制と同様の目的をもって今回規定をさせていただいている

デジタル庁設置法案

デジタル庁設置法案の概要

<予算関連法案>

趣旨

デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進するため、デジタル社会の形成に関する内閣の事務を内閣官房と共に助けるとともに、**デジタル社会の形成に関する行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを任務とするデジタル庁を設置**することとし、その所掌事務及び組織に関する事項を定める。

概要

1. 内閣にデジタル庁を設置

2. デジタル庁の所掌事務

(1) 内閣補助事務

- ・デジタル社会の形成のための施策に関する基本的な方針に関する企画立案・総合調整

(2) 分担管理事務

- ・デジタル社会の形成に関する重点計画の作成及び推進
- ・個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用に関すること並びに情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
- ・情報通信技術を利用した本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・商業登記電子証明（情報通信技術を利用した本人確認の観点から行うもの）、電子署名、公的個人認証（検証者に関すること）、電子委任状に関する事務
- ・データの標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）に係る総合的・基本的な政策の企画立案等
- ・国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進
- ・国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上及び当該事業の全部または一部を自ら執行すること

3. デジタル庁の組織

(1) **デジタル庁の長及び主任の大臣は内閣総理大臣。**

(2) **内閣総理大臣を助け、デジタル庁の事務を統括するデジタル大臣を置き、2(1)の事務を円滑に遂行するため、関係行政機関の長に対する勧告権等を規定。**

(3) **副大臣一人及び大臣政務官一人に加え、デジタル大臣に進言等を行い、かつ、庁務を整理し、各部局等の事務を監督する内閣任免の特別職として、デジタル監を置く。**

(4) 全国務大臣等を議員とする、**デジタル社会の形成のための施策の実施の推進等をつかさどるデジタル社会推進会議を設置。**

4. 施行期日等

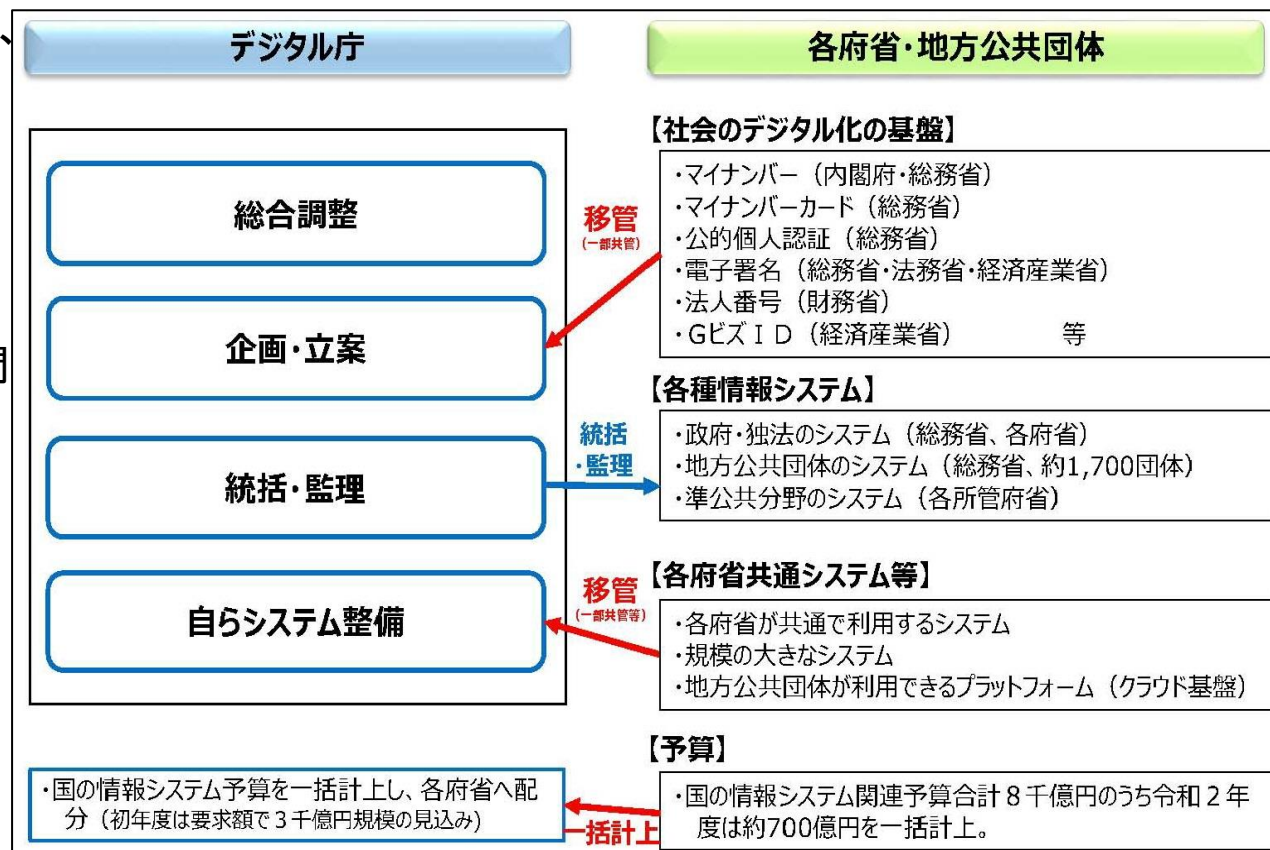
(1) 施行期日：令和3年9月1日

(2) 一定期間後の見直し、関係法律の改正について規定。

デジタル庁による情報連携システムの抜本的見直し

総理大臣を長に、マイナンバー関連システムの集中。予算の一括計上

- * 個人を識別する番号に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- * マイナンバー・マイナンバーカード・法人番号の利用
- * 情報提供ネットワークシステムの設置及び管理
- * 本人確認に関する総合的・基本的な政策の企画立案等
- * 商業登記電子証明、電子署名、公的個人認証、電子委任状
- * データ標準化、外部連携機能、公的基礎情報データベース(ベース・レジストリ)の総合的・基本的な政策の企画立案等
- * 国・地方公共団体・準公共部門の民間事業者の情報システムの整備・管理に関する基本的な方針の作成及び推進
- * 国が行う情報システムの整備・管理に関する事業の統括監理、予算の一括計上
- ・(仮称)Gov-Cloudの整備
- ・(仮称)自治体等共通SaaS基盤



(デジタル改革関連法案ワーキンググループ第4回資料より)

なぜデジタル庁か、何をやるのか

●デジタル庁による課題解決(参・本会議4/14維新・柴田)

(菅首相)デジタル庁は、組織の縦割りを排し、強力な権能と初年度は三千億円の予算を持つ組織として、国全体のデジタル化を主導をします。具体的には、政府情報システムを統括するほか、自治体のシステムの統一・標準化、マイナンバーカードの普及などを担うこと、関係行政機関の長に対して勧告権を持つことで、迅速、強力な政策調整を担うこととしております。その際に、既存の規制がデジタル化の障害となることがあれば、ちゅうちょなく大胆に改革をし、国民の利便性の向上を第一に取り組んでまいります。これにより、国、地方、民間を通じたデジタル化を強力に進めてまいります。

●コロナとデジタル庁(参・内閣4/22立憲 塩村)

(平井)デジタル庁は、今回の新型コロナウイルス感染症への対応を通じて明らかとなった、国、地方自治体のシステムがばらばらに整備されて、デジタルの一番のメリットであるこの情報連携が図られていなかったということを問題として、それを解決するために創設する。そのために、デジタル庁は強力な総合調整権を持ち、マイナンバー等のIDや認証に関する制度を自ら所管して、重要なシステムについて自ら整備を行って、国だけでなく地方自治体の情報システムの整備方針を示して、そして組織として設計する

●デジタル庁でやること(3/12内閣委・立憲今井)

(平井)国、地方公共団体及び公共分野の民間事業者の情報システム整備の**基本方針の策定**、また、全て共通に使う**ベースレジストリーの整備**であるとか、**データの標準化**、**APIなどデータ連携に関する基盤やルールの整備**、**ガバメントクラウドの整備**などをすぐに行うという予定

●デジタル庁創設でどのように国民の利便性の高いシステムを整備(参・内閣4/20維新 柴田)

(平井)対面原則や書面原則などの制度そのものを見直し、利用者と行政機関間のフロント部分だけでなく、バックオフィスも含めたエンド・ツー・エンドで、デジタルを前提として業務プロセスを再構築する業務改革を実施した上で、スマートフォン対応や、高齢者や障害がある方、デジタルに苦手意識がある方にも分かりやすいUI、UXによる申請を可能とするようにしたい

民間との癒着についての審議

●特定企業に都合のよいルール作りや予算執行が行われるのではない(3/31内閣委・共産塩川)

デジタル庁の母体一つIT総合戦略室には百人以上の民間企業出身者がおり、その多くが、民間企業に在籍をしたまま非常勤国家公務員として勤務し**在籍企業からの給与の補填を禁じられていない**。

(菅総理)デジタル庁における民間人材の確保に当たっては、原則公募による採用を進めるとともに、公務の公平性に疑念を抱かれることがないように十分留意することが必要

●デジタル庁の機構・定員と民間人材(衆・内閣3/12立憲・今井)

(平井)デジタル庁が強力な司令塔機能を十分発揮するために、長を内閣総理大臣として、長を助けるデジタル大臣、副大臣、大臣政務官に加えて、デジタル監等を置くとともに、発足時の規模は五百人程度とすることにしております。五百人程度の構成については、一般職の常勤職員が三百九十三人、一般職の非常勤職員が百二十八人分でありまして、常勤職員についても、民間人材等を採用していく

●デジタル監(民間人材、内閣任免の特別職)と従来の政府CIOの違い((衆・連合3/24国民高井)

(平井)政府CIOは総合調整を担う職ということで、自ら情報システムは整備しないアドバイザー的な立場。**デジタル監**は、行政各部の施策の統一を図るための総合調整に加えて、マイナンバーや本人確認、データ関係の総合的、基本的な政策の企画立案、推進及び重要な情報システムの整備、管理等の固有の行政事務を行う。デジタル庁の各部局が行う事務全体の監督をするという立場は、これは政府では初めてのポジションということになる

●デジタル監の政治的中立や利益相反(参・内閣5/11立憲 木戸口)

(菅首相)デジタル監は国家公務員法上の政治的行為の制限は受けないが、職務専念義務や信用失墜行為の禁止、守秘義務、兼職制限などが課せられ、公職選挙法により地位利用による選挙運動の禁止が課せられ、政治的な中立性は確保。利益相反となる行為についても、これらの規定に反するものであり、そのような行為を行うおそれがない者を任命権者である内閣の責任において任命をしたい。

デジタル庁と自治体との関係、重点計画、勧告権

●デジタル庁の勧告権(衆・内閣3/17立憲・松尾)

(平井)今の政府CIOにも、総理に対して進言して勧告するという権能はあるが、抜かすの宝刀で一度もそういうことはなかった。デジタル庁は、総合調整だけではなくて、十分に尊重すべき義務を課した勧告権を付与される。関係予算の一括計上と配分権限を持たせることで、これは合わせ技で強い実効性を確保する。私は、まず勧告という前に、システムに関して不適當と思われるものに関しては予算を止めるということをやらなきゃいかぬと思っている。それができる権能を持っているのが今度のデジタル庁。

●各役所で異論があった場合でも、デジタル庁が勧告権を使って、民間からの意見も踏まえて、規制緩和などのデジタル政策を推進する仕組み。自治体との関係でどうなのか(衆・内閣3/24共産・塩川)

(富安政府参考人)デジタル社会形成基本法第37条の重点計画は、政府が主体となって取り組むべき施策となっており、**地方公共団体に対し直接に対応を求めるものではない**。重点計画は、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときには、基本法案第37条第5項の規定により、政府が地方六団体の意見を聞かなければならない

(平井)デジタル大臣の勧告権は、行政各部の施策の統一を図るために必要となる事務の遂行のために、関係行政機関の長＝各府省大臣等に対して行うもので、**地方公共団体に対して行う権限はない**

●重点計画と勧告権(参・内閣4/27維新 柴田)

重点計画に定める施策の目標が定められない、あるいは期間が終了しても目標が達成できない事態が続く場合は、勧告権を行使することもあり得るか

(平井)重点計画には、原則として施策の具体的な目標や達成期間を定める。重点計画は、デジタル庁の長である内閣総理大臣が案を作成し、閣議決定を行うものであり、デジタル大臣は、その調整過程において、内閣総理大臣を助け、各施策の取りまとめに当たる役割を担う。したがって、重点計画に必要な目標が定められず、デジタル大臣や関係行政機関の長に勧告を行わざる得ないような事態が生じることは基本的には想定していないが、そのような取組を経てもなお改善が必要な事態が生じ、行政各部の施策の統一を図るため特に必要があると認めるときは、デジタル大臣が勧告権を行使する場合もあり得る。

デジタル社会形成関係法律整備法

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

<予算関連法案>

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。

概要

個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。

施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
- ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供を可能とする。

施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便局事務取扱法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
- ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
- ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
- ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等

施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等

施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。

施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

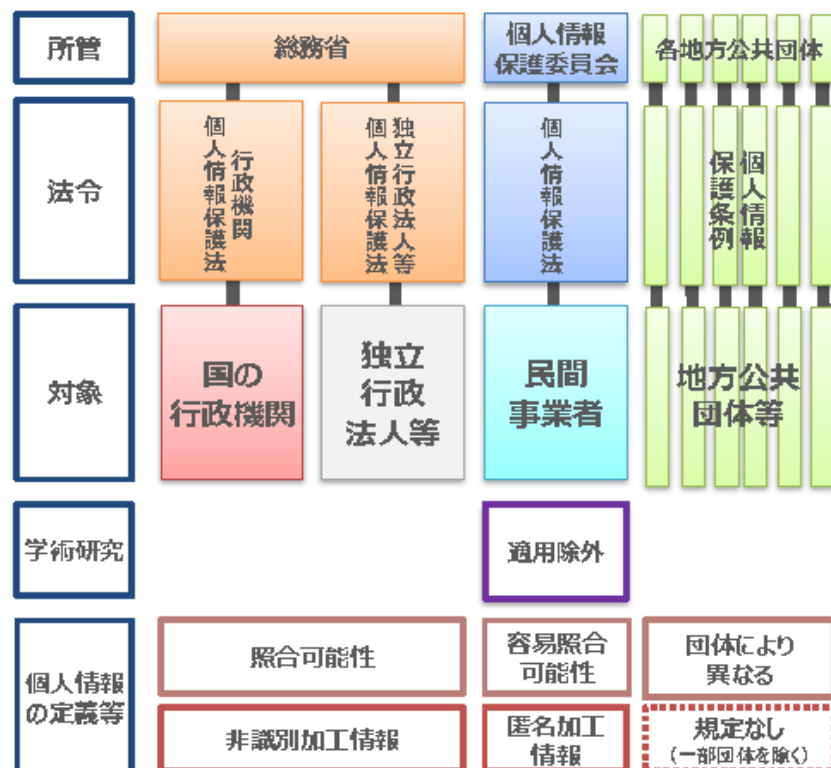
整備法による個人情報保護法全面改正(50条、51条)

個人情報保護制度見直しの全体像

9

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度**についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、**全体の所管を個人情報保護委員会に一元化**。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立の病院、大学等**には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの充分性認定への対応を目指し、**学術研究に係る適用除外規定**について、一律の適用除外ではなく、**義務ごとの例外規定として精緻化**。
- ④ **個人情報の定義等**を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での**匿名加工情報の取扱い**に関する規律を明確化。

【現行】



【見直し後】



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

個人情報保護関連3法の一本化(整備法50条)についての質疑

●公的部門の個人情報の定義が「照合可能性」から民間と同様に「容易照合可能性」に

(時澤政府参考人)容易照合可能性と照合可能性との差分に該当する情報は、匿名加工情報、外部から取得した仮名加工情報、提供元では個人を識別できませんけれども提供先で個人を識別可能となる情報の三つが想定。これらの情報は、改正後は個人情報に該当しない(衆・内閣3/17 立憲・森山)

(時澤政府参考人)匿名加工情報と外部から取得した仮名加工情報については、本人を識別するために他の情報と照合してはならない義務、そして保有個人情報の安全を確保する措置を取る義務というのを新たに措置。提供元では個人を識別できないが提供先で個人を識別可能となる情報については、提供先への措置要求義務等を新たに措置し、保護の質が低下しない(衆・内閣3/19 立憲・後藤)

●EUの一般データ保護規則(GDPR)と個人情報保護の制度の関係

(福浦政府参考人)2019年1月に欧州委員会により個人データの越境移転に関する十分性認定の決定が行われており、個人情報保護法とGDPRとは実質的に同等の保護水準になる。

その上で幾つかの相違点が存在し、EU域内から十分性認定に基づいて移転される個人データに対して、補完的ルールを設けている。この中では、要配慮個人情報の範囲、保有個人データの範囲、利用目的の確認、記録、日本から第三国への個人データの再移転、匿名加工情報の範囲に関する規定を設けており、例えば要配慮個人情報の範囲につきましては、性生活、性的指向、労働組合に関する情報は要配慮個人情報と同様の扱いとする規律(3/17内閣・立憲森山)

●目的を明示しない個人情報の取得(参・内閣4/22立憲・杉尾、立憲・塩村)

整備法の62条1項3号では、行政機関等の事務又は事業の執行に支障を及ぼすおそれがある場合は、目的を明示しないで個人情報を取得できる。具体例は

(富安政府参考人)個別具体的に判断されることになるとは思いますけれども、例えば被疑者の逃亡あるいは証拠隠滅などにつながる場合等が該当。おそれがあるとは、単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する程度の蓋然性が認められる必要。行政機関等の判断を個人情報保護委員会が監視

「相当な理由」がある場合の目的外利用・提供

●個人情報保護法の改正案69条の二の二で、行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、利用することについて相当の理由があるときに目的外利用できる。相当の理由がないときの業務というのはあるのか(3/17内閣・立憲森山)

(時澤政府参考人) 改正後の個人情報保護法では、行政機関等は法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で**相当の理由**があるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を当該機関内部で利用可能であるということを規定。

その場合でも、**個人の権利利益の保護の必要性、個人情報の有用性を考量**して、個人の権利利益の保護の必要性が上回ると考えられる場合には、相当の理由がないと判断される。改正後は、国の行政機関、地方公共団体も個人情報保護委員会による監視を受けることになり、相当の理由の有無についても、最終的には委員会が中立、客観的な立場で判断し、行政機関等が恣意的に判断することはない

●個人情報の保護より有用性の方が上回るのはどんな場合か(参・内閣4/22立憲 杉尾)

(平井) 現行法の下でこの相当の理由に基づく保有個人情報の提供が行われた事例としては、例えば外務省が在外邦人の連絡先等のデータを地籍調査のために市区町村に提供した例、国土交通省が日本の船舶に関する登録データを固定資産税の税額決定等のため総務省に提供した例など。

また、保有個人情報の行政機関等以外の者への目的外提供が例外的に認められる特別の理由とは、個々の事案に応じて行政機関等に対する提供に匹敵するような高度の公益性が認められる場合で、現行法の下でこの特別の理由に基づく保有個人情報の提供が行われた事例としては、例えば法務省が矯正施設に収容されている人の名簿を人権救済申立てに関する調査のために弁護士会に提供した例、外務省が在留外国人の氏名等の情報を本人の安否確認のために日本赤十字社に提供した例等。

このような相当の理由や特別の理由の判断は、まず第一義的には当該個人情報を保有する行政機関等が判断しますが、その判断が適正であったかどうかは個人情報保護委員会が監視することとしておりまして、決して行政機関等による恣意的な判断を許すものではないと考えております。

自己情報コントロール権をめぐる質疑

(平井)いわゆる自己情報コントロール権については、その内容、範囲及び法的性格に関し様々な見解があり、明確な概念として確立していないことや、表現の自由等との調整原理も明らかでないことから、**一般的な権利として明記することは適切でない**。

一方、改正案においては、事業者や行政機関等が保有する個人情報の取扱いに対する本人の関与を重要な仕組みと位置付け、本人による開示、訂正、利用停止請求等を可能とする**規定を個別に設けている**。今後は、衆議院での附帯決議の趣旨を踏まえ、これらの規定を適切に運用するとともに、個人情報保護をめぐる社会情勢の変化等に合わせて規定の内容についても**必要な検討を行ってまいりたい**。

なおGDPRも、自己情報コントロール権を具体的な権利として規定しているものではなく、個人が自己のデータの取扱いに主体的に関与するための規定を個別に設けている(参・本会議4/14立憲 杉尾)

(平井) 論者によって理解の異なる概念とか外延が確定していない概念を法律に権利として書いた場合、**無用の混乱が起きる可能性**も否定できない。例えば、自己情報コントロール権という言葉の響きから、個人情報保護法があたかも自己に関する情報について所有権に類する財産的な権利を保障したものであるかのような誤解も生まれる可能性も否定できない。(参・内閣4/20立憲 木戸口)

●データガバナンスの在り方について(参・本会議4/14公明・平木)

(菅首相)個人情報を含むデータについては、しっかりと保護を図ることを前提として、政府が透明性を持って情報を厳格に管理するいわゆるデータガバナンスを確立しつつ、活用していくことが重要。

その際、**本人の同意を取るなど、個人が自らの意思でデータの扱いを決められることが重要**。その上で、個人情報の保護に関する適切な情報提供と、データ利用のメリットがその本人にもたらされることが必要。

国際的に遜色のないルール整備を行うことにより、安心、安全にデータの利活用ができる環境を整備。

(平井)データは新たな価値を生むものであり、個人情報を含むデータについても、データガバナンスの確立を図りつつ活用していくことが重要。具体的には、自分のデータが、どこでどのように管理されているのか、行政を含め、誰が、いつどのようにアクセスしたのかの透明性を確保することが重要。

個人情報保護委員会の監督の実態

- 個人情報保護委員会が行政機関に対し立入検査・命令できないのはなぜか(3/19内閣・立憲森田)
(時澤政府参考人) 個人情報保護委員会は、職権行使につきまして高度の独立性を有する機関だが、行政組織の体系上は内閣府の外局で、内閣の下、他の行政機関と基本的に対等の立場にあり上下の指揮命令関係にはない。このため、個人情報保護委員会が他の行政機関に対して法的拘束力のある**命令**を行うことは、我が国の行政組織の基本的な体系と整合しないと考えられる。
改正案では、個人情報保護委員会は他の行政機関に対して勧告権を持つ。この**勧告**は、法的拘束力を持つものではないが、独立規制機関の意見として当然に尊重されることが予定され、行政機関が勧告に従わないということは、通常は想定されない。**立入検査**についても、拒否に対して罰則の科される立入検査というものではなくて、罰則による担保のない**実地検査**を認めるということとしている
- 調査先の行政機関が、嫌だ、調査されたくない拒否するとどうするか(3/31内閣・立憲川内)
(平井) 行政機関が従わないことは、法の趣旨に照らしても想定されない。万が一、行政機関が実地調査に協力しない場合、個人情報保護委員会が行政機関における個人情報の取扱いに対して勧告を行い、適正な取扱いは確保される。最終的には、内閣の長たる内閣総理大臣の指導の下、行政全体としての個人情報の取扱いの統一が図られる
- 年金機構の情報流出の個人情報保護委員会の「調査」の実態(3/31内閣・立憲川内)
ホームページの議事録には記録が一切ない。マイナンバーの流出についての調査したのか。
(福浦政府参考人) 平成30年3月8日の委員会に諮り通知した。従来からの取扱いとして、監視、監督案件については非公表。行政機関等には、特定個人情報について漏えいのおそれのある事案が発覚した場合には、まずは当該機関において事実関係の調査、原因の究明を行い、当委員会に報告をしてもらう。今般の件も、当委員会が自ら調査を行ったのではなく、厚生労働省の監督の下で日本年金機構において事実関係の調査等が行われ、結果について報告を受けた
(川内) 厚労省が調査結果を出すのは6月。**厚労省もまだ調査結果を出していない三月の時点で、個人情報保護委員会が自分たちでは調査もせず通知**するというのは、ちょっと私には理解できない

匿名加工情報・非識別加工情報の提供の推進

●自治体が、匿名加工情報の提供を行わないことは認められるか(3/17内閣・共産塩川)

(時澤政府参考人) 今回の改正案は、匿名加工情報につきましては、都道府県と指定都市についてはこれはやっていた、それ以外のところにつきましては、義務ではなく任意で提案募集を実施していただく制度設計。

●国の匿名加工情報(非識別加工情報)の提供実績(3/24連合審査・共産本村)

(福浦政府参考人) 行政機関個人情報保護法では、行政機関が事業者からの提案を募集して、提案があった場合には、審査を行った上で、一定の個人情報ファイルを構成する保有個人情報について、特定の個人を識別することができないように加工した行政機関非識別加工情報を作成し、提供する制度が設けられている。独立行政法人等につきましても、同様の制度がある。

令和二年度の提案募集の対象となった個人情報ファイルは、行政機関は306件、独立行政法人等は1735件。当該制度による**提案募集は平成29年度から実施**をされ、これまでの**実績は、独立行政法人住宅金融支援機構が提供を行った一件**。提供先は、**住信SBIネット銀行**。独立行政法人等非識別加工情報に含まれる本人の数は**約百十八万人**。非識別加工を行った個人情報ファイルの名称は、**個人融資マスターデータファイル**。

提供された非識別加工情報には、ID、住宅取得以外の借入残高、自己資金、融資申込金額、融資申込金額のうちボーナス返済分、融資種別、返済期間、職業、業種、就業時年齢、申込み本人前年年収、収入合算者の前年年収、性別、申込み時の年齢、家族構成、現住居形態、同居家族人数、現住所郵便番号、購入物件郵便番号、住宅床面積、土地取得費、建物購入価格、勤続年数が含まれている。

これらのデータについては、特定の個人が識別できないように加工している。

利用目的は、幅広い客層に安価で優良な住宅ローンを提供するために、AI審査モデルの構築に活用したということでございます。独立行政法人住宅金融支援機構自身が非識別加工を行った。手数料については、契約当事者間の、特にその事業活動に関わるもので、秘密事項ということの整理で当委員会では承知をいたしております。

※4/14参院本会議の共産・田村質問で、防衛省が昨年12月に利活用の提案を募集した個人情報ファイルの中に、**横田基地夜間差止等請求事件ファイル(訴訟原告名簿)**など裁判関係の15本の個人情報ファイルがあることを指摘。4/20参院内閣委では全国86の国立大学法人のうち、49が受験生の**入試の点数や内申点**などの情報を、30が**授業料免除に関する情報**を提供対象にしていたことを指摘。

プロファイリングの規制について

●要配慮個人情報を識別するためのプロファイリングは禁止すべき(参・内閣4/20、4/27共産・田村)
(福浦政府参考人) いわゆるプロファイリングについては、個人の権利利益を侵害する場合に問題となり得る。令和二年改正個人情報保護法で、民間事業者に対し**不適正利用の禁止に関する規律を導入**するなど、プロファイリングの懸念に対応するための改正を行った。(平井大臣も参・内閣4/27に同答弁)。

違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのある方法により個人情報の流用を行った場合には不適正利用となる。不適正利用に該当するか否かは、取り扱う個人情報の性質、行為の目的、必要性、行為態様、事業者の認識等を総合的に考慮して個別具体的に判断

●ガイドラインには、リクナビ事件のようなプロファイリングは不適正利用に当たると例示されるのか
(福浦政府参考人) いわゆるプロファイリングについて確立された定義はないものの、一般的には本人に関する趣味や嗜好などに関する推計を行う手法であると承知。**目的、態様により、個人の権利利益を侵害する場合には問題**となり得る。それらについては厳格に対応していくということが重要。

●AIなどプロファイリングを用いた採用活動について、ガイドラインで規制を
(福浦政府参考人) 採用活動における利用も含め、プロファイリングはその利用方法について様々な議論がある。プロファイリングは、**個人情報の利用形態の一つとしその利用には期待**が寄せられる一方で、その目的、態様によって個人の権利利益を侵害する場合には問題となり得る

(田村) 2020年当時、厚生労働省の労働者の個人情報保護に関する行動指針では、使用者は、原則として、個人情報のコンピューター等による自動処理又はビデオ等によるモニタリングの結果のみに基づいて労働者に対する評価又は雇用上の決定を行ってはならないと書いている。それくらい例示すべき。

●4月22日の日経一面トップで、EUのAI包括的規制案の発表を報じた

(平井) 私も、二年前、科学技術担当大臣のときにAI戦略に関わり、当時もEUとAI戦略のモラリティーみたいなことに関して議論。日本のAI戦略はそういう意味ではその考え方を**リードしてきた**。

条例を「リセット」して国基準に揃える

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

8

<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

1 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立

※ いわゆる「2000個問題」

- ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
- ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている

2 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合

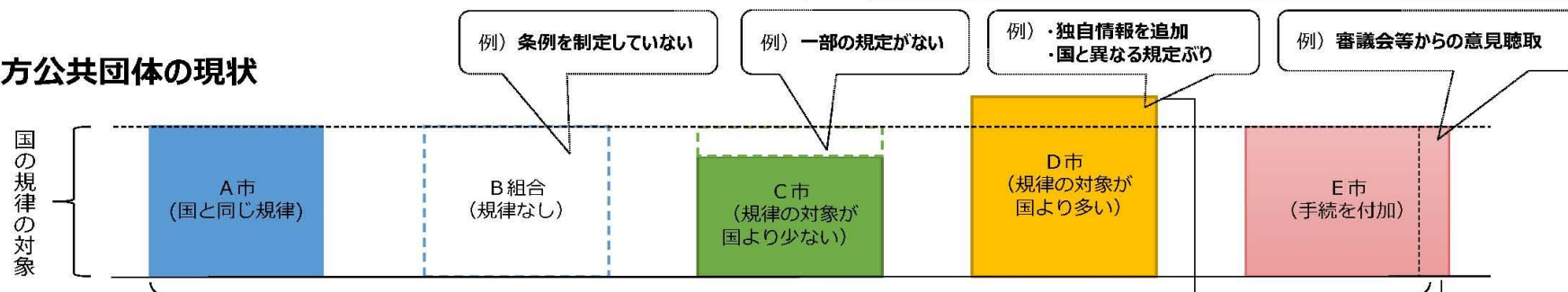
- 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律の的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容

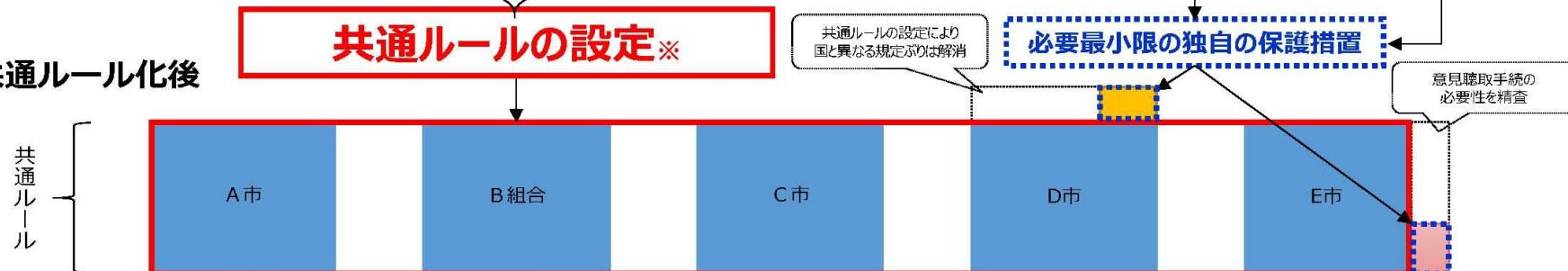
例) ・「要配慮個人情報」として保護する独自の情報を追加
 ・保護のため、必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続きを規定

○ 地方公共団体の現状



共通ルールを設定※

○ 共通ルール化後



※医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※審議会等の役割は、個別事案に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

【個人情報保護制度の見直しに関する最終報告案概要より】

個人情報保護条例国基準化(整備法51条)と独自規定

●条例の上乗せ横出しの独自規定はどこまで「認められる」か(衆・内閣3/19立憲・森田)

(平井)現行の地方公共団体の条例の規定は、**基本的には改正法の施行までに一旦リセットしていただく**ことになり、独自の保護措置として存置する規定等については改めて規定していただくことになる。

(時澤政府参考人)法律案の中におきまして、具体的に**明文の規定で条例の中で取り込むことができるものは**…例えば、条例要配慮個人情報の内容…、個人情報取扱事務登録簿の作成、公表に係るもの…本人開示等請求における不開示情報の範囲…本人開示等請求における手数料…本人開示請求の手続、審議会等への諮問、これは既に法律の中で、条例で定めるということができる。

そのほか**明文の規定はないが**、例えば、法の実施のための細則…団体内部の手続…法的効力を伴わない理念的事項…個人情報以外の観点から定められる事項、こういったものにつきましては、条例で定めることができる。

自己情報コントロール権等につきましては、それが具体的な法的効力を伴わない理念的な事項であれば、それは規定を置くことができる

死者の情報につきましては、…遺族感情の尊重の観点から、個人情報とは別の観点から条例で定めるというのはできる。

オンライン結合制限につきましては、これは全体的に、オンライン、オフラインを問わず安全配慮をしますので、オンラインにつきましては今回規定を設けておりません。ということは、オンラインにつきましては**全て、オンライン結合制限**というのは、**条例で上乗せはできない**と整理をしている。

※自民党の委員からも疑問が(参・連合4/27自民・三浦)

「自治体が熟議を重ね、独自に築き上げてきた個人情報保護条例をいとも簡単にリセットという、こういった表現をされるというのは、地方議会出身の私としましてはいささか釈然としない」

●改正の目的は、保護と利活用の適正なバランスの実現(3/24連合・立憲松尾)

(富安政府参考人)今回の法改正につきましては、個人情報保護の全国的な最低水準を画するだけではなくて、**保護と利活用の適正なバランスを実現するための標準的なルールを定める**ものでございます。

こうした法全体の趣旨に照らしまして、改正後の個人情報保護法においては、条例で独自の保護措置を設けることは、**地方の特性に照らし、特に必要がある場合**に認められるものと考えている」

※国や産業界が問題にしているのは「2000個バラバラ」ではなく、個人情報保護を重視する自治体の姿勢

条例の「リセット」と国基準化の法的根拠

●リセットの意味(参・内閣4/22自民 山田)

(富安政府参考人) その改正法の施行までに、既存の条例の全てについて、地域の特性に照らし存置する必要があるものとそれ以外のものとを種別、棚卸した上で、必要な条例の改廃を行っていただく。

例えば、既存の条例の規定のうち改正後の個人情報保護法と実質的に同趣旨のものは、存置する必要がなくなることから、各地方公共団体において改正法の施行までに廃止していただく。また、既存の条例の規定のうち改正後の個人情報保護法の内容と矛盾、抵触するもの等につきましては、各地方公共団体においてやはり改正法の施行までに廃止していただくことを想定。なお、既存の条例の規定のうち改正後の個人情報保護法の罰則規定と同じ行為を処罰するものは、二重処罰禁止の観点から、改正法の施行とともに失効させることとさせていただいている。

●棚卸しによる条例の改廃、上乗せ横出し禁止根拠は改正法のどの条文か(参・連合4/27立憲 小沢)

(時澤政府参考人) 一般に、地方公共団体は、法律の範囲内で、あるいは法令に違反しない限りにおいて条例を制定することができる。その旨が憲法94条及び地方自治法第14条第1項に規定。

今回の改正は、全ての地方公共団体に適用されます全国的な共通ルールを法律で規定するもので、個人情報保護の全国的な最低水準を設定するだけでなく、保護と利活用の適正なバランスを実現するための標準的なルールを定めるというものでございます。このような**今回の法改正の趣旨に照らしませば**、改正後の個人情報保護法におきまして、条例で独自の保護措置を設けることが認められるものは、地域の特性に照らして特に必要がある場合に限られると考えております。

●地方自治の本旨に反しないか(参・連合4/27立憲 小沢)

(時澤政府参考人) 改正後においても、地域の特性に照らして必要がある場合には法律の範囲内で条例により独自の保護措置を講ずることが可能。また、今回の改正により個人情報保護委員会に与えられる地方公共団体に対する勧告等の権限も国の関与に関する地方自治法上の一般原則の枠内。したがって地方自治を一方的に制約するものではなくて、地方自治の本旨に反するものではない

自治体の条例制定について

●地方の特性に照らし特に必要がある場合とはどのような場合を指すのか(参・連合4/27立憲 小沢)
(時澤政府参考人) 地域の特性に照らして特に必要がある場合として、具体的には、例えば、地域の特性に照らし特に配慮が必要と考えられる個人情報等を当該団体におきまして要配慮個人情報と同様に取り扱うこと、あるいは、当該団体の情報公開条例との整合性を確保するために本人開示等請求におけます不開示情報の範囲を修正すること、こういったところが想定。

●例外適用で審議会等の意見を聞くという条例にある規定が改正法に欠落(参・内閣5/11立憲・小沼)
(富安政府参考人)改正後は、地方公共団体における個人情報の取扱いに関する規律は個人情報保護法に共通ルールとして規定され、その解釈は個人情報保護委員会が一元的に行う。このため、個別の個人情報の取扱いの判断について国がガイドラインを策定し、個人情報保護委員会の助言等もある。地方公共団体が個別の個人情報の取扱いの判断につきまして審議会に諮問する必要性は減少していくと考えている。ただ一方、地方公共団体がその諮問機関である審議会の意見を聞くこと自体を否定されるものではございません。

●自治体の先進的取組を改正個人情報保護法に取り込んでいるか(参・連合4/27立憲 小沢)
地方公共団体の条例を取り込んで共通ルールにおいて、安全管理措置の対象に派遣労働者や再委託を受けた者が含まれるということを明記、提供先への措置要求の対象として、目的外だけでなく目的内提供も含まれるということも明記。

●分権的個人情報保護法制の意義(参・連合4/27立憲 小沢)
最高裁判事であり個人情報保護研究の第一人者である東京大学名誉教授の宇賀克也氏が、法律で一元的に規制することが必要な分野は個別に定めれば足りる、個別分野ごとの立法事実の検討を経ることなく、自治体ごとに規律が異なるのは不便という抽象的な論理で個人情報保護条例を廃止することは、地方分権の流れに逆行することになるのみならず、自治体における個人情報保護を後退させ、失うものが余りに大きいと指摘していることへの見解(←答弁繰り返しのみ)

国家資格のマイナンバー管理と情報連携(整備法56条)

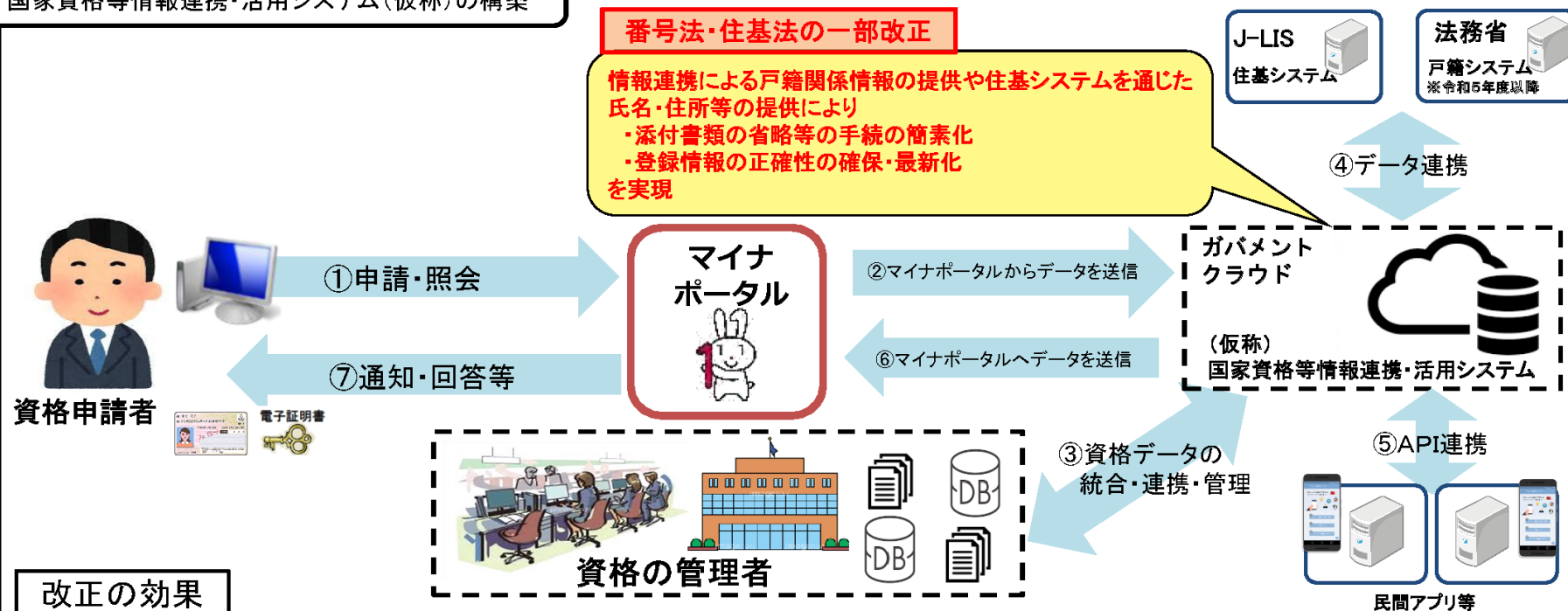
15

国家資格関係事務における個人番号の利用及び情報連携の拡大

改正の背景

各省庁が所管する各種免許・国家資格等の管理は、必ずしもデジタル化が進んでおらず、資格者の各種届出等が徹底されていない場合もある。また、対面や郵送での手続が必要となることや、紙ベースの処理が行われていること等、資格者の資格証明、行政機関等の資格確認の負担も少なくない。

国家資格等情報連携・活用システム(仮称)の構築



改正の効果

- 各種届出時に求められていた、戸籍抄(謄)本や住民票の写しの添付を省略
- マイナポータルを活用した、資格保有者から第三者への資格保有の証明及び就業支援情報の提供等
- 遺族からの死亡届を不要とし、資格管理者が職権で登録の抹消を行うことにより、登録原簿の正確性を確保

施行期日: 公布の日から4年以内で政令で定める日

国家資格のマイナンバー管理の当面の対象資格

税・社会保障・災害等に係る以下の32資格は、個人番号利用事務に指定することにより、住基システム・戸籍システムとの連携を行う。これらの資格は先行して国家資格等情報連携・活用システム(仮称)によるデジタル化の検討を行い、令和6年度のサービス開始を目指す。

①	医師	⑫	言語聴覚士	⑳	介護福祉士
②	歯科医師	⑬	臨床検査技師	㉑	社会福祉士
③	薬剤師	⑭	臨床工学技士	㉒	精神保健福祉士
④	看護師	⑮	診療放射線技師	㉓	公認心理師
⑤	准看護師	⑯	歯科衛生士	㉔	管理栄養士
⑥	保健師	㉀	歯科技工士	㉕	栄養士
⑦	助産師	㉁	あん摩マッサージ指圧師	㉖	保育士
⑧	理学療法士	㉂	はり師	㉗	介護支援専門員
⑨	作業療法士	㉃	きゅう師	㉘	社会保険労務士
⑩	視能訓練士	㉄	柔道整復師	㉙	税理士
⑪	義肢装具士	㉅	救急救命士		

「マイナンバーの利用や情報連携等による効果は、国民におけるメリットに加え、行政運営の効率化や登録情報の正確性の確保、最新化といったメリットもあります。**個々の国民がその利用等を拒否できる制度としてはおらず……**」
(3/3参院予算委員会 福島委員への平井大臣答弁)

国家資格のマイナンバー管理についての質疑

●国家管理の目的(参・内閣4/22国民・矢田)

(平井)デジタル化するとともに住基システム等との連携を図ることにより、添付書類の省略等による登録等の手続の簡素化、行政機関等における登録等の処理の効率化、登録情報の正確性の確保、最新化、マイナポータルを活用した資格証明等を実現、登録データへのアクセス記録が残りデータ管理の透明性が上がる。まずは現在マイナンバーの利用が認められている税、社会保障、災害分野における32の国家資格について、マイナンバーの利用と情報連携を可能に。

(大隈厚労大臣政務官)コロナ禍において人材不足の介護職員・看護職員の人材確保にデジタルを利用。看護師等の業務従事届の情報と看護師等の資格籍簿等の情報を連携させることで潜在看護師等を把握することが可能になり、本人の同意は大事で個人情報を保護しながら、ナースセンターに情報提供して積極的に人材を活用していくということが可能に。

●他の国家資格への拡大(参・内閣4/20維新・柴田)

(平井)その他の資格についても、昨年12月閣議決定のデジタル・ガバメント実行計画に基づき、関係省庁と一体となってデジタル化の早期実現に向けて精力的に検討。各資格を持っておられる方からの要望事項もあし、国家資格ですからきっちり国の責任でデジタル管理すべき

●登録を拒めるか(参・内閣5/11立憲・杉尾)・・・職業選択の自由に関わる、有資格者に対する国家統制の強化、自由な業務活動の阻害

(富安政府参考人)現在各省庁で、当然、所管する各種免許、国家資格等の資格者の登録情報を保有。マイナンバーを利用した国家資格のデジタル化は資格保有者の利便性の向上や資格管理者の業務効率化等を目指すものであり、今回の改正法案により資格保有者に対する国家の統制が強化されたり、自由な営業が阻害されるものではない

マイナンバーカード発行体制強化を口実にJ-LISに国関与

【デジタル社会形成整備法案】

マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化関係 改正概要

22

改正の背景

- マイナンバーカード・電子証明書は、デジタル政府・社会を支える基盤となるものであり、国の責任において、システムの安定性をさらに高めていく必要。
- 「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(令和2年12月25日閣議決定)等において、現在、市区町村からの委託を受けてマイナンバーカードを発行している地方公共団体情報システム機構(J-LIS)を、地方共同法人から国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換し、国のガバナンスを抜本的に強化することとされた。

番号法の一部改正

- J-LISをマイナンバーカードを発行する主体として明確に位置付け。
- マイナンバーカードや電子証明書に関する事務(個人番号カード関係事務)について、主務大臣が目標設定、計画認可、実績評価等を行う。
 - ・ 主務大臣は、実績評価の結果に基づき必要があると認めるときは、個人番号カード関係事務について、改善措置命令を行い、命令違反の場合は、理事長の解任を求め、解任されない場合には主務大臣が直接解任。
- 国は、J-LISに対し、個人番号カード関係事務に係る財源措置を行う。

J-LIS法の一部改正

- 理事長の任命や予算の議決等を行う代表者会議の委員に主務大臣又はその指名する職員を加える。
- 理事長・監事の任免は主務大臣が認可。
- デジタル基盤改革支援基金の設置・区分経理等の規定を整備。

公的個人認証法の一部改正

- 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。



J-LISを国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換。
マイナンバーカード・電子証明書に関する事務について、国の関与と責任を明確化。

施行期日: 令和3年9月1日

J-LISの「国機関化」は国民総背番号制に（整備法55条・57条）

●地方公共団体情報システム機構（J-LIS）とは

- ・2014年4月地方共同法人として設立
- ・地方自治体の代表者会議により運営
- ・住民情報を集中管理

住基ネットの全国センター、住民票コードからマイナンバー生成、マイナンバーカード発行管理、公的個人認証サービスセンター、自治体中間サーバー・プラットフォーム設置（全住民情報を管理）証明書コンビニ交付のセンター、総合行政ネットワーク（LGWAN）

●J-LISへの国の関与の強化

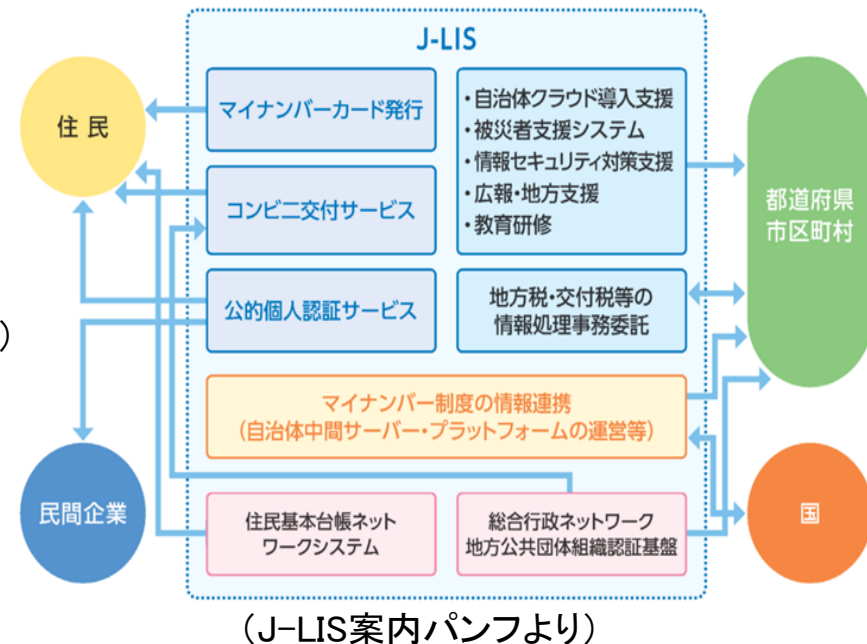
マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化として

- ・国と地方公共団体が共同で管理する法人へ転換
- ・デジタル庁と総務省で共管。
- ・代表者会議に国の選定する者を加える
- ・マイナンバーカード発行や公的個人認証サービス事業に、デジタル大臣・総務大臣による目標設定・計画認可
- ・目標等実施に国が改善措置命令、違反の場合は理事長解任など法律上国の責任及び関与を明確化
- ・J-LIS のシステムは、マイナンバー関係事務、LGWAN、住基ネットも含め抜本的な見直し

●地方共同法人であることは、国民総背番号制ではない一つの論拠だった

「住民基本台帳ネットワークシステムが**地方公共団体共同の分散分権的システムでありまして、国が管理するシステムではなく**、また、保有される本人確認情報は氏名、住所、性別、生年月日の四情報、住民票コード及び付随情報のみであり、さまざまな個人情報を一元的に収集管理することを認めない仕組みとなっております。したがって、国民に付した番号のもとに**国があらゆる個人情報を一元的に収集管理するという国民総背番号制とは異なるもの**と考えております。」（住基ネット新設の住基法改正を審議した1999年6月10日第145国会衆議院地行委 小淵首相答弁）

※当時は住基ネット全国センターは財団法人地方自治情報センター（J-LISの前身）に



J-LIS(地方公共団体情報システム機構)への国関与強化をめぐる質疑⁴⁶

●国の権限強化に乗じて、総務省の天下り先にならないか(衆・連合3/24国民・高井)

●国関与強化の目的(参・内閣4/20国民・矢田)

(熊田総務副大臣)今回の法改正は、J—LISが発行、管理を担っているマイナンバーカードとその電子証明書がデジタル政府・社会を支える基盤となるものであることから、国の責任においてシステムの安定性の確保や組織の専門性の更なる向上を図るため

●予算措置(参・内閣4/20・27国民・矢田)

(熊田総務副大臣)J—LISが担うマイナンバーカード関係事務に、国が必要な財政措置を講ずる旨の規定を新設

自治体の情報システムの標準化、共通化など自治体によるデジタル基盤改革の取組への支援を適切に行えるよう、令和二年度第三次補正予算によりJ—LISにデジタル基盤改革支援基金1800億円造成

(平井)基金は基幹業務システムのガバメントクラウドへの移行等のために必要な準備経費やシステム移行経費等を地方自治体に補助するものであって、基幹業務システムの統一・標準化等を進める上で、当該補助金の執行を担うJ—LISの果たすべき役割は非常に重要

●自治体の財政負担(参・内閣5/11公明・石川)

国の関与を強化する中で、J—LIS法第33条、機構の運営に要する費用は地方自治体が負担する規定の見直しを行わなかった理由

(阿部政府参考人)J—LISが処理する事務が地方公共団体の事務であることには変わりなく、それを共同で実施する主体であるJ—LISの運営費用の負担の規定は改正していない。その上で、マイナンバー法は改正し、J—LISの担うマイナンバーカード関係事務について、国による目標設定、計画認可等の規定を整備するとともに、その事務のために国が必要な財源の措置を講じることができる旨の規定を新設

健康増進法の自治体検診の情報連携の拡大(整備法47条)

47

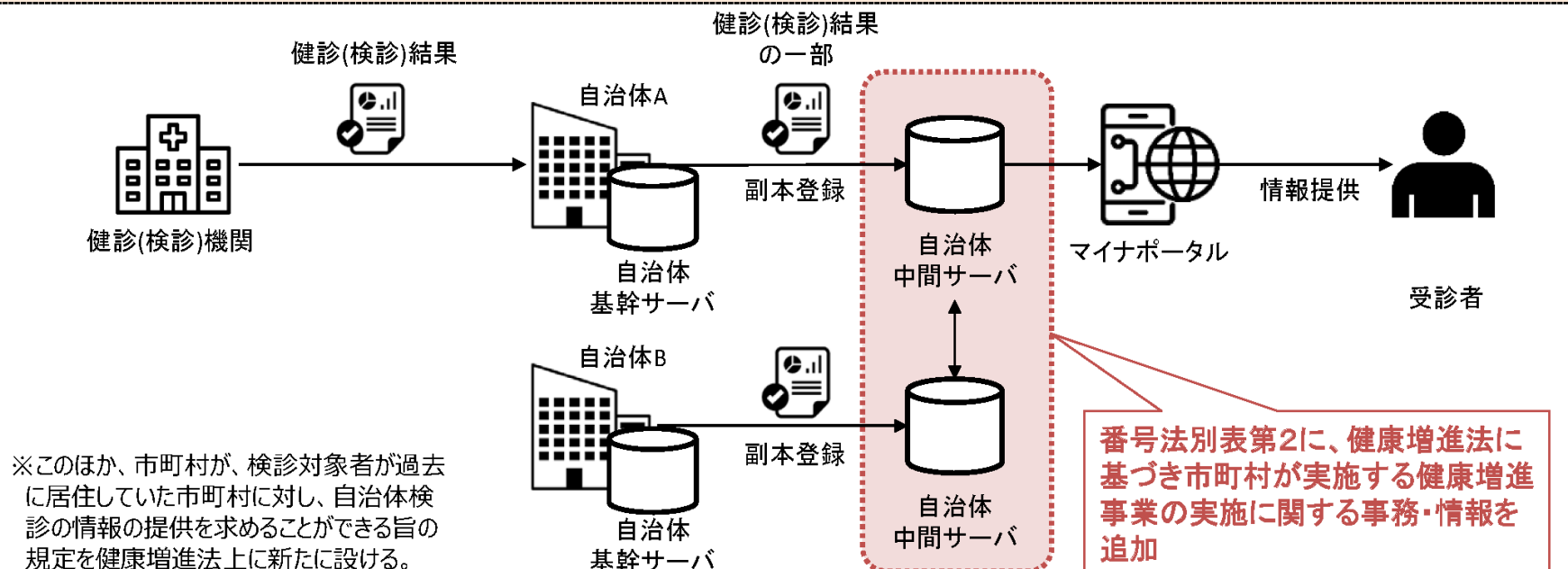
健康増進事業の実施に関する事務(自治体検診事務)に関する情報連携の拡大

改正の背景

- 国民が、マイナポータルを通じて、デジタル化された自らの保健医療情報を活用し、日常生活の改善や健康増進に活用する環境の整備として、PHR(Personal Health Record)の推進が必要。
- また、自治体においてデジタル化された住民の保健医療情報を活用することにより、より高度かつ効率的な保健サービスの提供を行うことで、住民の健康増進を図ることが求められている。

改正の概要

健康増進法に基づき市町村が実施する検診(がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診)(以下「自治体検診」という。)について、転居に際して、転居先市町村に電子的に引き継ぐことにより、転居先の自治体へ確実に引き継ぐことで、適切な検診等の実施に資する。



健康増進法の検診の情報連携についての審議

●間に合うのか(参・内閣5/11公明 石川)

今回の整備法で、この自治体検診に関して、住民が転居した場合、自治体から転居先の市町村にこうした情報を電子的に引き継ぐことを可能にするためのマイナンバー法の改正が規定されているわけですが、転居前の自治体と転居後の自治体、いずれもシステムの対応が完了していなければならない、これがしていなければ引っ越しされる方が大変苦労されるということになります。

この規定の施行期日にそれが果たして間に合うのか

(宮崎政府参考人)健康増進法に基づき市町村が実施するがん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆検診、歯周疾患検診につきまして、転居前の市町村から転居先の市町村に電子的に引き継ぐことのできる仕組みにつきましては、全国の市町村の参加、御協力を得て、2022年度の早期に実現をしていく予定。

このために、デジタル改革関連法案におきまして必要な法制上の整備を行うとともに、各市町村に対しシステム整備に係る必要な財政上の支援を実施していくこととしております。また、各市町村において円滑に御対応いただけるように、昨年末に全市町村を対象にウェブでの説明会を実施をいたしましたほか、随時質問等へ丁寧に回答を行うなど、緊密に連携を図っている

転職時の特定個人情報引き継ぎ(整備法48条)・・・本人同意可能？

従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供

17

改正の背景

- 個人情報保護法が本人同意を根拠とする個人情報の第三者提供を認める一方、特定個人情報の場合は、本人であっても番号法19条各号が特に認める場合を除き、第三者提供が禁止されている。
- 従業員等は、転籍・退職等により雇用先を変更した場合に、転籍・再就職後の勤務先に対し、改めてマイナンバーを提供しなければならず、国民・事業者の負担が極めて大きいため、見直しを求める要望あり。

改正の概要

従業員等の転籍・退職等があった場合において、本人の同意があるときは、転籍・退職前の勤務先から、転籍・再就職した勤務先に、当該従業員等の特定個人情報の提供を可能にする(番号法第19条の改正)。

【現在】



従業員

本人からA社に特定
個人情報を提供

本人からB社に改めて
特定個人情報を提供



転籍前勤務先



転籍後勤務先

【改正後】



従業員

本人からA社に特定
個人情報を提供

本人が転籍後の
勤務先への特定
個人情報の提供
が不要



転籍前勤務先



転籍後勤務先

A社からB社に
特定個人情報
の提供を可能

改正の効果

従業員等の転籍・退職等があった場合、従業員等が改めて特定個人情報を提供する必要がなくなるため、国民・事業者の負担が軽減される。

施行期日: 令和3年9月1日

転職等による特定個人情報の提供についての質疑

●改正内容 番号法19条(特定個人情報の提供の制限)に、4として追加
一の使用者等における従業者等であった者が他の使用者等における従業者等になった場合において、当該従業者等の同意を得て、当該一の使用者等が当該他の使用者等に対し、その**個人番号関係事務を処理するために必要な限度**で当該従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき。

●3/31衆院内閣委員会 立憲・森山)

(富安政府参考人)これまで、転籍による従業員の雇用先の変更等に際して、事業者は従業員から再度マイナンバーの提供を受ける必要があり、国民、事業者双方の負担が極めて大きいとの指摘もあった。そうした状況を踏まえまして、今回の改正案におきましては、従業者等の転籍、退職があった場合に、御本人さんの同意があるときは、転籍、退職前の勤務先から転籍、再就職した勤務先に対し、マイナンバーを含む個人情報の提供を可能とし、御本人様含め、負担の軽減を図ることとした。

○森山(浩)委員 これはマイナンバーにひもづく情報だけということですよね。というのも、例えば前の会社で欠勤が多かったとか、上司とけんかしたとか、いろいろな情報がぼこぼこくっついて次の会社に行くというようなことになると本人の不利になる、こういう可能性もありますし、あるいは、事実上、次の会社に渡したいけれどもいいですかと聞かれて、嫌だと言うのはなかなか言いにくいところもあるかと思いますが、ここについては配慮はできますか。

(富安政府参考人)半ば強制に近いような同意みたいなものがあるなど問題のある事業者につきましては、個人情報保護委員会において適正な監督が行われると承知しております。

(平井国務大臣)本人同意というのは自由意思によるものですので、従業員の意思に反して行われることがあってはならないのは当然だと考えていますので、マイナンバー法を所管する内閣府において適切に周知、広報をするというふうにさせていただきたい

マイナンバーカード普及のためリスク増大？（整備法45条）

【デジタル社会形成整備法案】

郵便局における電子証明書の発行・更新等関係 改正概要

18

改正の背景

- 電子証明書の発行・更新、暗証番号の初期化（ロック解除）・再設定が可能な場所の充実に対するニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、郵便局においてマイナンバーカードの電子証明書の発行・更新等を可能とすることとされた。

郵便局事務取扱法の一部改正

郵便局事務取扱法の概要

1. 法律の趣旨

郵便局において、住民票の写し等の交付に係る事務を取り扱わせることができるようにするための指定手続や当該事務の適正な執行かつ確実な確保のための措置等を定めているもの。

2. 郵便局取扱事務

地方公共団体が指定した郵便局は、以下の5つの証明書等に係る事務が可能。

- ① 戸籍・除籍の謄本、抄本、記載事項証明書等、②（地方税の）納税証明書、
- ③ 住民票の写し及び住民票記載事項証明書、④ 戸籍の附票の写し、⑤ 印鑑登録証明書

⇒ 本改正において、郵便局取扱事務に「電子証明書の発行・更新等に係る事務」を追加

3. 地方公共団体において必要な手続

郵便局の指定に当たり、あらかじめ、①日本郵便株式会社に協議、②地方公共団体の議会の議決、が必要。

4. 報告の請求・秘密保持義務等

- ・ 地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、日本郵便株式会社に対し、報告請求や指示が可能。
- また、一定の場合には、指定した郵便局に対し、指定の取消し等が可能。
- ・ 指定を受けた郵便局の職員又はこれらの職にあった者は、郵便局取扱事務に関し秘密保持義務が課される。
- ・ 郵便局取扱事務に従事する職員は、罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなされる。



市区町村が指定した郵便局窓口においても、電子証明書の発行・更新等※が可能に

※ 法律規定事項ではないが、本改正にあわせ、電子証明書の暗証番号の初期化（ロック解除）・再設定も可能となる。

施行期日：公布の日

郵便局での電子証明書の発行・更新についての審議

※この改正を主題にした質疑はなし。

●法案を通じた今後のマイナンバーカードの普及策(衆・本会議3/9国民・岸本)

(武田)本法案では、マイナンバーカードに関し、**郵便局における電子証明書の発行、更新**、電子証明書のスマートフォンへの搭載、本人同意に基づく署名検証者への最新の住所情報等の提供、転出転入手続のワンストップ化、地方公共団体情報システム機構に対する国のガバナンス強化などを行うこととしております。これらにより、マイナンバーカードの利便性の抜本的向上及び発行、運営体制の強化を図り、マイナンバーカードの普及促進を更に加速してまいります。

●公的個人認証法改正による電子証明書発行事務の法定受託事務化(参・内閣5/11立憲 小沼)

いわゆる地方分権一括法附則250条で法定受託事務はできる限り新たに設けないようにする原則。本件が自治事務であることによる弊害の実例はいかなるものがあるのか

(阿部政府参考人) マイナンバーカードとその電子証明書につきましては、令和元年五月のデジタル手続法の制定や、昨年十二月に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画等により、オンラインで安全確実に本人確認を行えるツールとして、デジタル政府・社会を支える基盤と位置付け。

このようなマイナンバーカードの発行、運営体制の抜本的強化を図るため、今回の法改正におきまして、J-LISのマイナンバーカードとその電子証明書に関する事務を一体として、国による目標設定や計画認可、財源措置等の規定を整備するなど、国の責任と関与の下でその安定的運用を確保する。

法定受託事務の創設は将来にわたり抑制されるべきものだが、何を法定受託事務とするかは、地方自治法における法定受託事務の定義等に照らし判断されるべきものと考えております。

電子証明書の発行に係る市町村の事務につきましては、市町村が行うマイナンバーカードの交付事務と一体として行われるものであり、マイナンバーカード交付と同様に、地方自治法が法定受託事務の定義として規定する国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものに当てはまるものと考えられるため、法定受託事務として整理することとした。

必要のない基本4情報が一括して民間に提供(整備法55条)

【デジタル社会形成整備法案】

公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供関係 改正概要

19

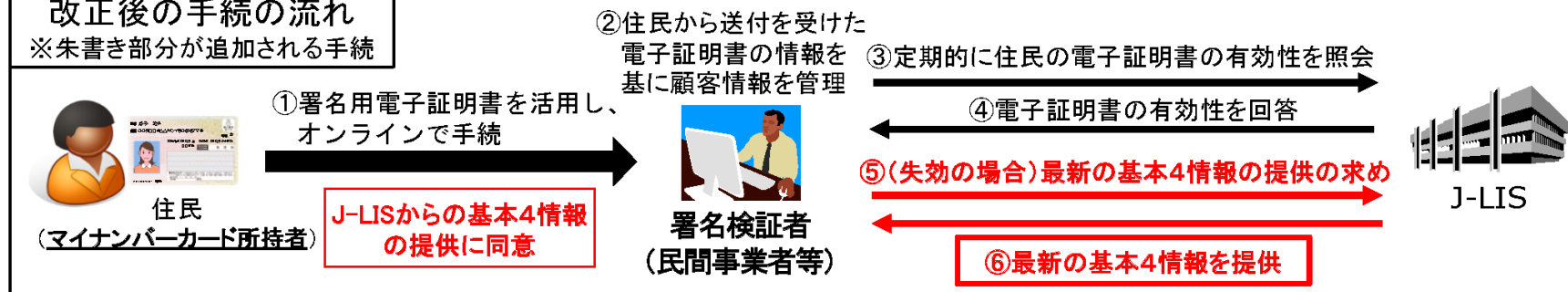
改正の背景

- 公的個人認証サービスにおいては、署名用電子証明書を利用する民間事業者等(署名検証者)は、署名用電子証明書の有効性のみを地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に確認する仕組みであるが、住所変更等により署名用電子証明書が更新された住民について、当該住民の最新の住所情報等を取得することへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、本人同意に基づき基本4情報を署名検証者に提供する仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを目指すこととされた。

公的個人認証法の一部改正

- 署名検証者(民間事業者等)の求めがあった場合で、本人の同意があるときは、J-LISは、最新の基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)の提供を行う。
- 署名検証者は、受領した基本4情報について、安全確保措置を講じるとともに、目的外利用・提供の制限が課される。

改正後の手順の流れ ※朱書き部分が追加される手順



改正の効果

- 署名検証者においては、直接本人に照会することなく、住民の最新の住所情報等を取得することが可能に。
- 住民においては、個々の署名検証者に対する住所等の変更手続が不要に。

施行期日: 公布の日から2年以内で政令で定める日

署名検証者への性別の変更の提供についての質疑

(衆・内閣3/19立憲・後藤) 公的個人認証法の改正で署名検証者、例えばオンライン証券みたいな会社で、顧客の同意あれば引っ越した場合に、J—LISから顧客の転居先の住所を教えてもらうことができる。基本四情報と言われる氏名、生年月日、住所、性別がJ—LISから提供いただける。性別が変わるというのはかなり重大で、かつ極めて機微な情報なので、**性別の提供は認めるべきではない**。

(熊田副大臣) 本改正により可能となるJ—LISから署名検証者等へ提供される基本四情報は、本人を特定するための基本的な情報として広く利用されているものであるとともに、その提供は利用者本人の同意が前提であるため、利用者の意思に反した情報の提供は行われたいものと認識。

また、署名検証者等にとっても、健康診断に関わる事業など、性別の情報によってそれぞれの需要に応じたサービスを提供する場面も想定されるため、性別情報の提供は一定の有用性があると考えているため、今回の仕組みに含めることとした

(後藤委員) かなり昔に最初の段階で同意をして、かなり年限がたって性別を変えるということが起きて、その昔の意思でもって判断される可能性もある。この公的個人認証法十八条三項に基づいて定める政令の中で、例えば性別については対象外とすることはできるか。

(熊田副大臣) 基本四情報の提供に関する詳細は、今後、政省令で定めることと予定。利用者本人の意思に反した基本四情報の提供が行われることがないように制度設計することが重要。

具体的な運用につきましては、例えば、性別情報を除いた同意も可能とすることや、同意後もその同意の取消しが可能な仕組みとすることなどを含め、システムを運用する地方公共団体情報システム機構などとともに協議をしながら、丁寧に検討してまいりたい

●J—LISが本人同意に基づき事業者等に提供する情報から性別を除くこと(参・内閣4/20立憲・木戸口)

(平井) 基本四情報は、本人を特定するための基本的な情報として広く利用されているものであるとともに、その提供は利用者本人の同意が前提であるため、利用者の意思に反した情報の提供は行われたい。

運用の詳細については今後総務省において政省令を定める予定となっておりますので、例えば性別情報を除いた同意も可能とすることや、同意後もその同意の取消しが可能な仕組みとすることなどを含めて検討されるものと承知しております。

スマホを落とすと漏洩だけでなく成り済ましも(整備法49条)

【デジタル社会形成整備法案】

電子証明書のスマートフォンへの搭載関係 改正概要

20

改正の背景

- 現状、マイナンバーカードを用いて行政手続等を行うためには、マイナンバーカードをスマートフォンにかざして行うことが必要だが、マイナンバーカードをかざすことなくスマートフォンのみで手続を行うことへのニーズが高まっている。
- これを受け、「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ報告」において、令和4年度中に、マイナンバーカードの機能(電子証明書)のスマートフォンへの搭載の実現を目指すこととされた。

公的個人認証法の一部改正

電子証明書のスマートフォンへの搭載を可能とし、スマートフォンのみで手続を行うことが可能に

1. 電子証明書の発行要件及び搭載方法

- スマートフォンに搭載する電子証明書として「移動端末設備用電子証明書」を創設。
 - ・ 1人につき、署名用・利用者証明用1つずつ発行可能。
 - ・ 申請者は、マイナンバーカードの署名用電子証明書を用いて、オンラインで発行申請。
 - ・ 電子証明書、秘密鍵・公開鍵(鍵ペア)等を保存する電磁的記録媒体のセキュリティに係る基準は告示で規定。



2. 個人番号カード用電子証明書との関係

- 移動端末設備用電子証明書は個人番号カード用電子証明書と紐付けて管理。
 - ・ 有効期間は、紐付けられる個人番号カード用電子証明書と同一、失効した場合には連動して失効。
- 移動端末設備用電子証明書には、個人番号カード用電子証明書との識別が可能となる措置を講じる。

3. 失効管理及び不正利用に対する対策

- 機種変更、譲渡、売買等を想定し、使用者に失効申請(オンライン)を求める規定を整備する。
 - ・ スマートフォン等を紛失した場合にはコールセンターへの連絡により一時保留可能とする運用とする。
 - ・ 失効申請が適切になされない場合も想定し、重層的な措置を講じる。

施行期日: 公布の日から2年以内で政令で定める日

電子証明書のスマホ搭載についての審議

●マイナンバーカードがなくてもスマホ搭載可能にできないか(衆・内閣3/31立憲・森山)

(阿部政府参考人)市町村窓口における対面での本人確認を経て発行されたマイナンバーカードの電子証明書を信頼の基礎として用いるということで、オンラインで簡便かつ確実に発行することを可能に。

仮にマイナンバーカードを持っていない者に発行することとした場合、移動端末設備用電子証明書の発行のために改めて窓口で対面での本人確認を行う必要があり、また、電子証明書の更新時やスマートフォンの機種変更等の際も同様に対面での手続が必要

マイナンバーカードは、対面でマイナンバーの確認と身元確認を一枚で行える唯一の法的な顔写真付きの本人確認書類で、デジタル社会の基盤として引き続きマイナンバーカードの普及を進めることが重要であることから、この観点からも、マイナンバーカード所持者に対しまして、移動端末設備用電子証明書を発行することとしている

●紛失・盗難・機種変更時の失効管理(参・内閣4/20公明 石川)

国・地方デジタル化指針では、公的個人認証の機能だけでなく、マイナンバーカード記載の氏名、住所、生年月日、性別の四情報を読み取る券面事項入力補助機能など、マイナンバーカードの持つほかの機能についても、国際標準規格との相互運用性など、課題を整理した上で、これまで以上にUXを目指したスマホへの搭載方法について検討するとされている。一方で、スマホを紛失をしたり、あるいは盗難に遭ったり、そうした場合のリスクということも併せて考えていく必要がある。

政府はスマホ等を紛失した場合には、コールセンター等に連絡し電子証明書の機能を一時保留とすることも可能と言われているが、スマホをなくした当事者の立場で考えると、携帯電話事業者に連絡をして紛失届を出しても、そこに電子証明書を搭載しているかどうかということまで必ずしも意識が回らない。

(阿部政府参考人)移動端末設備はマイナンバーカードと異なり、譲渡、売買等により使用者の変更が想定されることから、本改正においては移動端末設備の使用者に対し、使用停止時に失効申請を行うことを義務付け。これに加え、携帯キャリアや中古端末取扱事業者に対し、窓口において電子証明書が失効、削除済みであることを確認するよう要請するなど、重層的な措置を講じる予定

効果が疑問なマイナポータルの利用

【デジタル社会形成整備法案】

21

転出・転入手続のワンストップ化関係 改正概要

改正の背景

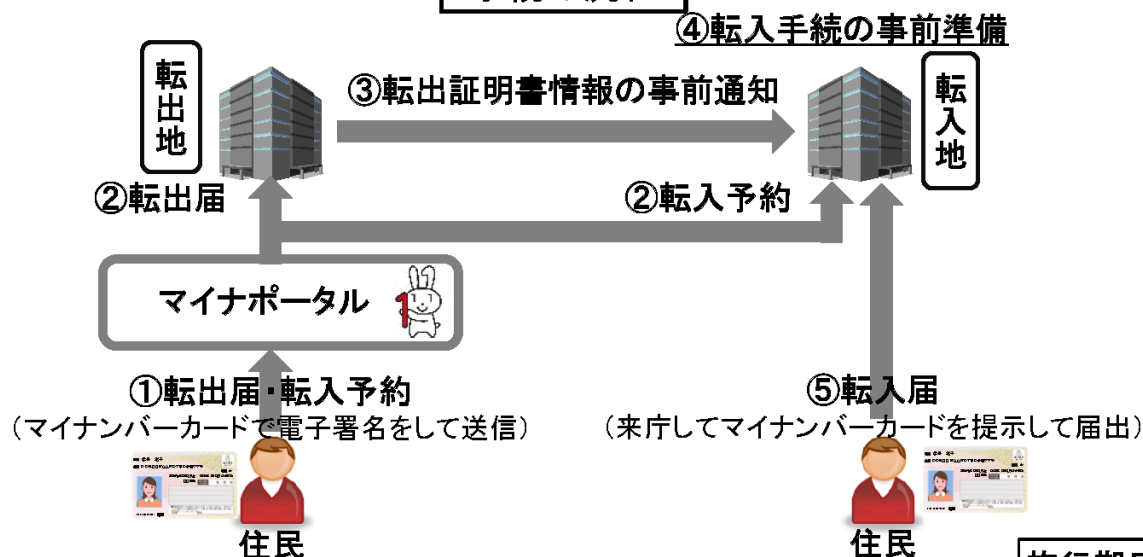
- 住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たっては、転出地市区町村で転出証明書を受け取り、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要があるが(※)、住民の来庁負担の軽減や転入時における住民登録及び住民登録に関連する一連の事務(国民健康保険、児童手当など)の処理に多くの時間を要している。

※ 現行法上、マイナンバーカード所持者が手続を行う場合には、転出証明書は不要。

住民基本台帳法の一部改正

マイナンバーカード所持者が、マイナポータルからオンラインで転出届・転入予約を行い、転入地市区町村が、あらかじめ通知された転出証明書情報(氏名、生年月日、続柄、個人番号、転出先、転出の予定年月日など)により事前準備を行うことで、転出・転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図る。

手続の流れ



制度改正の効果

- ① 〈住民サービスの向上〉
窓口で届出書類を作成する手間の軽減、手続に要する時間の短縮
- ② 〈市町村の事務の効率化〉
窓口混雑が緩和されるとともに、あらかじめ通知される転出証明書情報を活用した事前準備により、転入手続当日の事務負担が軽減

施行期日: 公布の日から2年以内で政令で定める日

転入・転出手続きのワンストップ化についての審議

●転入届と転出届を結局それぞれ出さなきゃいけない、何が便利になるのか(参・内閣4/20自民 山田)

(阿部政府参考人) これまで多くの市町村では、転出転入手続は来庁して行うことを原則とするとともに、転入届には転出証明書の添付を要し、また転入届をした後に必要となる住民サービスに係る各種手続についても庁舎内の各担当部署で個々に行っている。

今回の改正は、マイナンバーカードの所有者がマイナポータルからオンラインで転出届と転入予約を同時に行えるようにすることに併せて、転入地市区町村があらかじめ転出地から通知された転出証明書情報により住民登録及び住民記録に関する一連の事務の事前準備を行うことを可能にし、転入地への一度の来庁で転出転入手続の時間短縮化、ワンストップ化を図るもの。

転出手続を転入手続に一本化できないかということについては、市区町村は住民基本台帳上の情報を基礎としまして、選挙人名簿の作成、保険給付、課税等の住民の権利義務に関わる各種の行政事務を行っている。住民の転出はこれらの住民の権利義務の終期を決める重要なものだが、市区町村では届けないとこれは分からない。仮に転出届を廃止すると、転出後、他の市区町村に転入届が行われるまでの間、転出地では居住実態がないにもかかわらず転出の覚知や住民票の消除等が行えず、各種の行政事務を適正に行えなくなる懸念が生じる。

もう一つ、転出転入手続について省略できないかについて。転入手続は、マイナンバーカードとその電子証明書の認証基盤に関わるものであることから、市区町村の窓口における対面の対応が必要と考えており、現時点において直ちにオンライン化することは困難。

●改善のやる気がみられないとなれば、大臣が勧告するに値する(参・内閣4/20維新 柴田)

(平井) 法律が通るまで、勧告権について答弁しづらい。住民票の話等々に関して言えば、そのマイナポータル等々を使うと、恐らく役所の窓口行かなくても可能になるというのはできると私は思います。結局、今までの当たり前をやっぱり疑って掛かるということがやっぱりポイントで、今までこうしていたからこれからもこうしなきゃいけないということを一回忘れないと本当の意味でのDXはできない。

給付を口実に預貯金口座へのマイナンバー付番推進

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律案の概要

<予算関連法案>

24

公的給付の迅速かつ確実な支給のため、預貯金口座の情報をマイナンバーとともにマイナポータルにあらかじめ登録し、行政機関等が当該口座情報の提供を求めることができることとするとともに、**特定公的給付の支給のためマイナンバーを利用して管理できることとする。**

1. 公的給付支給等口座の登録

預貯金者は、公的給付の支給を受けることができる一の預貯金口座を、以下いずれかの方法により内閣総理大臣に申請し、マイナンバーとともに登録を受ける。

①マイナポータルからオンライン申請、②預貯金者の同意により、行政機関が取得又は保有する口座情報の提供、③金融機関における登録申請

2. 行政機関等への口座情報の提供

行政機関の長等は、公的給付の支給等に必要があるとき、内閣総理大臣に対し、登録された口座情報の提供を求めることができる。

3. 特定公的給付の支給の迅速かつ確実な実施のための仕組み

(1) 特定公的給付

内閣総理大臣は、①国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある災害若しくは感染症が発生した場合に支給されるもの 又は
②経済事情の急激な変動による影響を緩和するために支給されるもの、を特定公的給付として指定する。

(2) **マイナンバーを利用した管理** 行政機関等の長は、特定公的給付の支給に係る情報について、マイナンバーを利用して管理することができる。

※施行日：公布日から2年以内（特定公的給付に係る規定は公布日、金融機関における申請は公布日から3年以内）

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律案の概要

<予算関連法案>

デジタル社会形成基本法案に定めるデジタル社会の形成についての基本理念にのっとり、行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保に資するとともに、預貯金者の利益の保護を図るため、預貯金者の意思に基づくマイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する制度を創設する。

1. マイナンバーの利用による預貯金口座の管理に関する制度

- (1) **金融機関に対する申出等**
 - ・預貯金者は、口座がマイナンバーにより管理されることを希望する旨の申出をすることができる。
 - ・金融機関は、口座開設その他重要な取引を行うとき、預貯金者に対し、上記希望の意思の有無を確認しなければならない。
- (2) **預金保険機構による通知等**
 - ・金融機関は、預貯金者に対し、他の金融機関が管理する預貯金口座についても希望の有無を確認し、本人特定事項及びマイナンバー等を預金保険機構に対し通知する。
 - ・預金保険機構は、通知された本人特定事項及びマイナンバー等を他の金融機関に対し通知する。
 - ・通知を受けた金融機関は、預貯金者の本人特定事項等をマイナンバーにより検索することができる状態で管理しなければならない。

2. 災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報を提供する制度

- ・災害救助法の適用区域に居住していた預貯金者は、金融機関において、口座を有する金融機関の名称を提示し、当該口座の情報の提供を求めることができる。
- ・相続人は、金融機関において、その被相続人を名義人とする口座に関する情報の提供を求めることができる。

3. 預金保険機構の業務の特例等

- ・新法に基づき預金保険機構が新たに担う業務を規定 等

※施行日：公布日から3年以内（一部を除く）

公的給付のためのマイナンバーと口座登録

公的給付支給等口座の登録制度等の創設

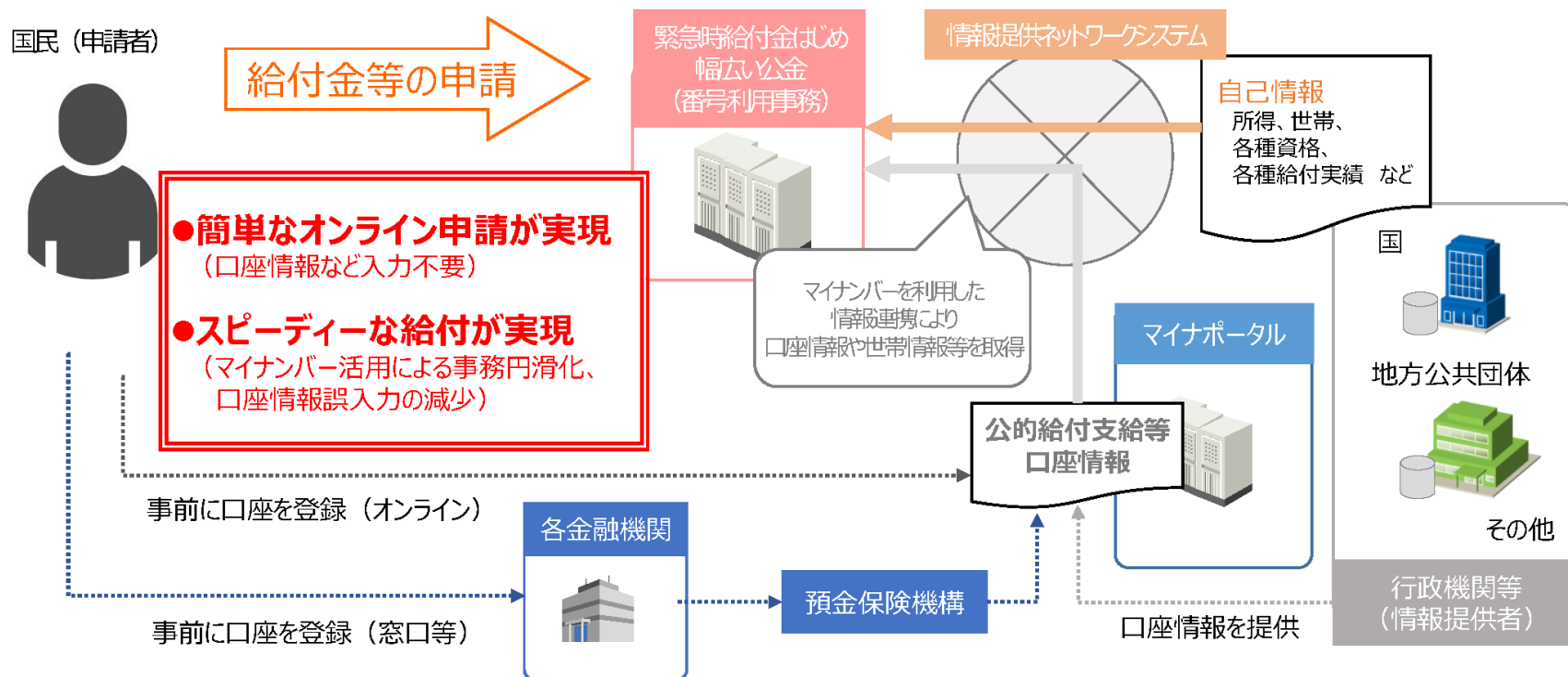
25

預貯金口座の登録

口座の登録申請の方法：預貯金口座の登録を希望する者は、マイナポータル及び金融機関の窓口からの登録申請が可能。
行政機関等が取得した又は保有している預貯金口座についても、本人同意により、登録が可能。

口座情報の利用：緊急時の給付金や児童手当などの公的給付の支給等を対象とする。（６８の事務）

登録制度のイメージ

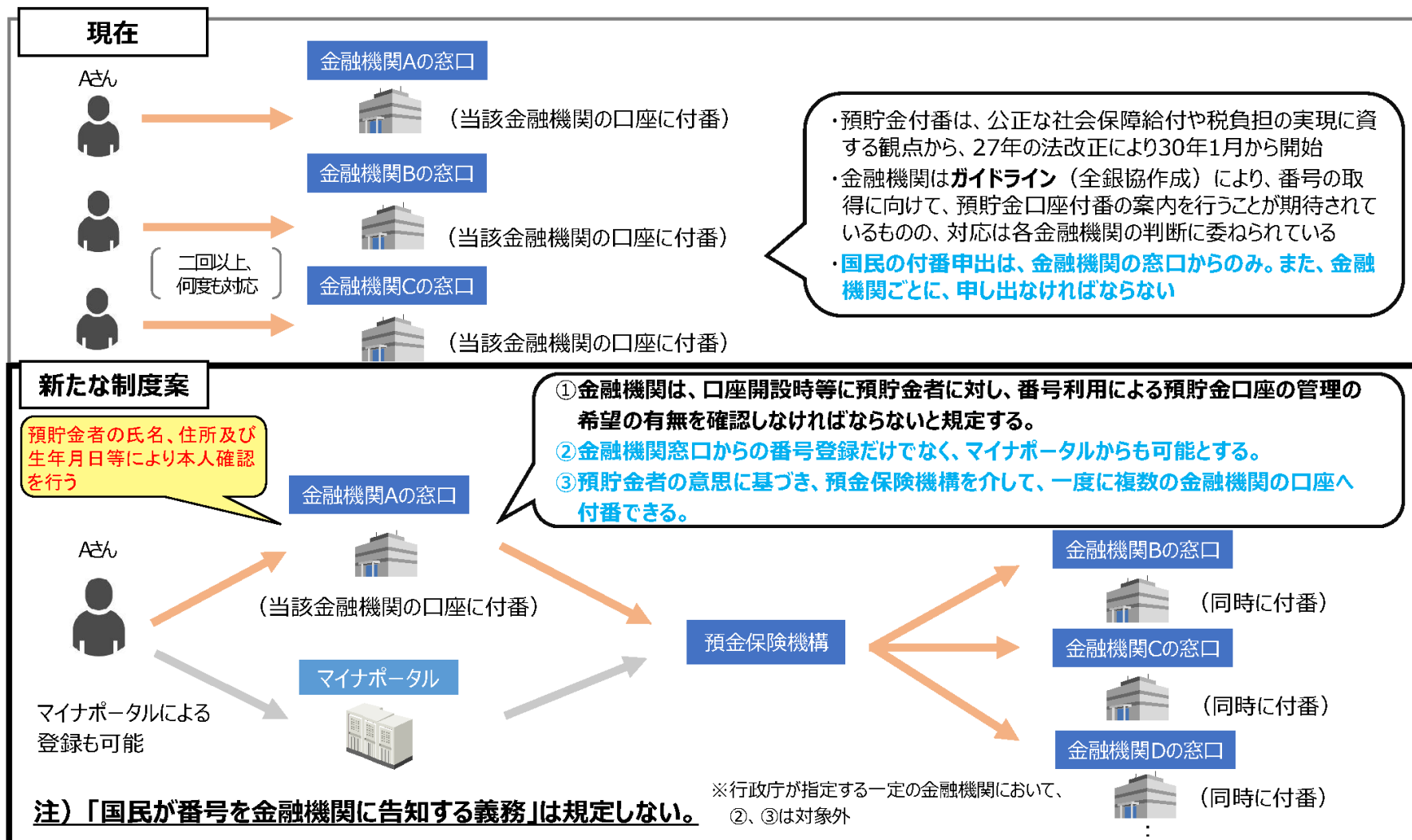


預金保険機構を介した口座への付番推進

預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理

26

預貯金者の意思に基づくことを前提とし、一度に複数の金融機関の預貯金口座への付番が行える仕組みや、マイナポータルからも登録できる仕組みを創設し、個人番号の利用による預貯金口座への付番を促進する



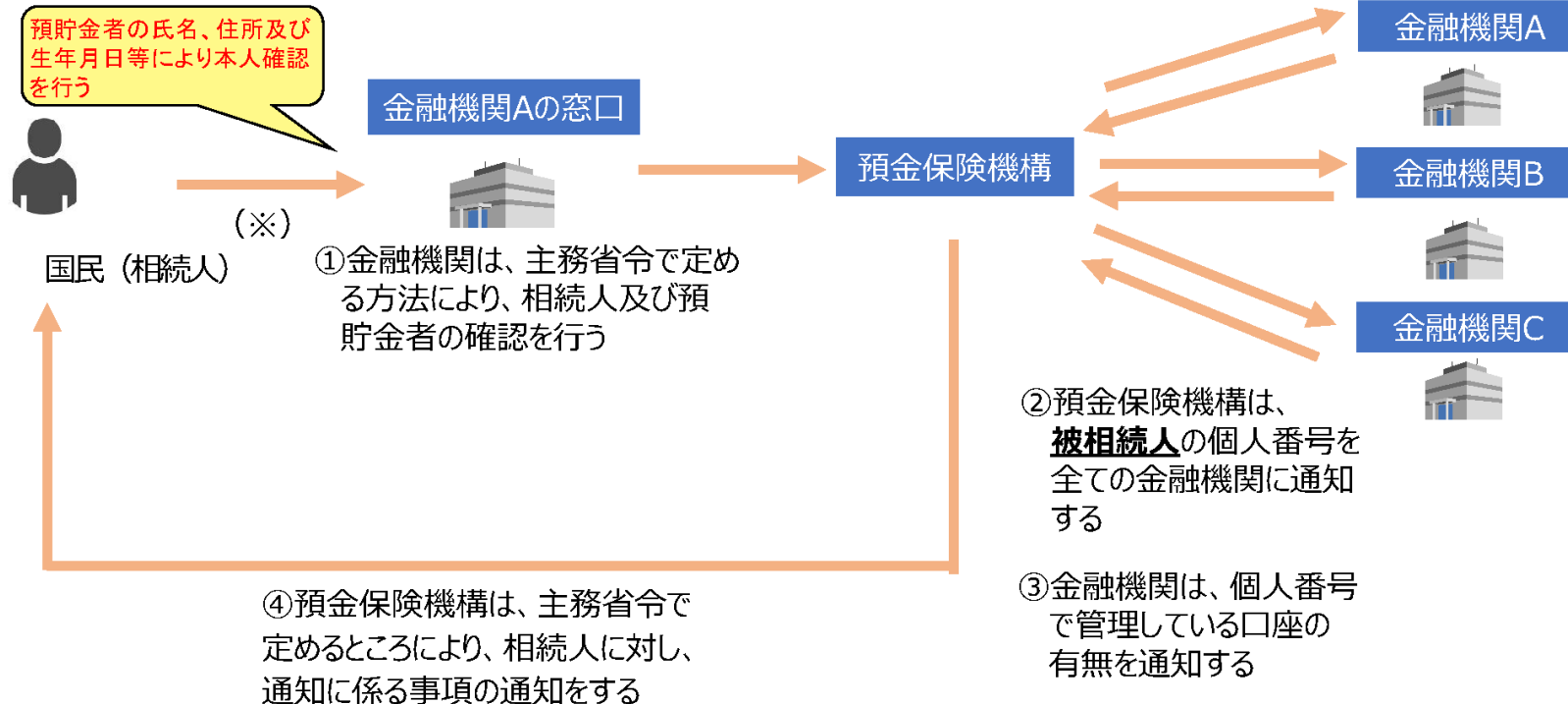
相続時・災害時に口座の所在情報を提供

災害時又は相続時における預貯金口座に関する情報の提供

27

災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人から求められた場合に、預金保険機構が個人番号を利用して当該預貯金者を名義人とする預貯金口座を特定し、**当該預貯金口座に関する情報を提供できる仕組み**を創設することにより、**預貯金者の利益の保護を図ることができる**

相続時のサービス



(※) 預金保険機構からの委託に基づき、金融機関が受付事務を実施できる旨を法律上措置する

注) 災害時においても、同様の仕組みを利用し、被災者の口座所在を確認できるようにする

※行政庁が指定する一定の金融機関においては対象外

口座登録の管理方法

●登録口座情報の正確性確保と更新(衆・内閣3/31国民・岸本)。

(平井)災害以外に、今回、年金、児童手当、失業手当、生活保護の支給、国税の還付等、68の事務で口座情報を利用することとしている。公金受取口座や登録情報の変更については、預貯金者から登録口座の変更の登録申請や登録情報の修正の届出を行っていただくことにはなっているが、預貯金者本人からの申告のほかに、**登録主体であるデジタル庁においても、定期的に住民基本台帳ネットワークシステム**の本人確認情報、個人番号、氏名、住所、性別及び生年月日を利用した確認を行うことによって、これは年に一回程度ですかね、登録情報の正確性を確保する

●取消しをしたいという場合の手続は、どのように法律上担保(参・内閣5/11立憲 小沼)

(平井)マイナンバー制度は、行政の効率化と国民の利便性向上の上、公平公正な社会を実現するデジタル社会の基盤。こうした制度の趣旨は、より多くの国民の皆さんが預貯金口座に付番していただくことで実現できるものであることから、同意に基づき付番された預貯金口座についての付番の取消しは実は想定しておらず、現行の預貯金口座への付番に関する制度においても取消しについて規定はしておりません。

また、本法律案は、預貯金口座への付番により、相続時、災害時における国民の負担軽減を実現するなどメリットを充実させる一方で、デメリットを生じるものではないことから、付番の取消しは想定していない。

●預金保険機構が口座がどの銀行にあるか分かっちゃう(衆・内閣3/19立憲・後藤)

(向井政府参考人)預金保険機構が、金融機関から通知された預貯金者の口座の存在の有無について事務処理の記録として必要な期間保存する。そういう意味で分かるということでございます。

必要な期間が経過後につきましては廃棄する。それから、預金保険機構自体は国とは別の機関で、預金保険機構からの情報が行政機関に通知されるということは基本的にはございません。

特別定額給付金の失敗原因とマイナンバー付番(参・内閣4/20立憲 小沼)

(小沼)口座情報が仮にひも付けられていたら行列はできなかったのか、実際の申請の処理に対する理解不足があったのではないか、問題の本質を取り違えているんじゃないか

(平井)国民に困ったときに給付するという法律がない。今回初めてそれができる。それによって全然違うサービス、つまりプッシュ型に近いような形で困っている方々にお金を振り込むということは実現可能で、そのときに情報連携ができますから、恐らく自治体の皆さんの今までの作業がなくなる。我々が最終的に目指しているのは、行政の窓口に行かなくてもスマートフォンで60秒でほとんどの手続が完了する世界

(小沼)十万円給付、法律なくてもできる。戦略課題として認識するのか、具体的な業務改善なりオペレーションの課題として認識するのか。あえて戦略課題にしてしまって、現実困っている人たちに対する支援、制度改善が手薄になってしまっているのでは

(平井) 今回は、給付金の法律改正もしていますが、一番大きいのは、2001年から施行されているIT基本法を廃止してまでもデジタル社会形成基本法を設置をお願いし、我々が目指す社会像というものを書かせていただいている

目指す社会像というのを、今回、デジタル化の後の、人に優しいというだけではなくて、誰も取り残さないであるとか、アクセシビリティの保障であるとか、そういう話は今回の基本法ならでは書いたことで、それは要するに社会の選択肢を、要するに地方に住んでいようがどこにいようが、それぞれの皆さんの価値観に基づく幸福を求められるし、いろいろな選択肢を増やすことができる。

そういう社会像を大きく目指した上で、ではその上で、今度はデジタルインフラをどうやって、単にネットワークだけではなくてソフトウェアも全部含めた上で、デジタルインフラをどうやって実装していくか。

マイナンバーというものをそこに大きく掲げているのは、デジタルインフラを使いながら、健全な、安全なデジタル社会をつくっていくという上ではIDは絶対に必要で、そのIDと今回のマイナンバーカードのチップによるオーセンティケーション(認証)とアイデンティフィケーション、この二つの組合せで社会の公平公正、安全性を担保していこうということと、そこをセットに考えている

口座付番についての審議

●口座をマイナンバーとともに登録するメリット(衆・内閣3/12自民・本田)

(向井政府参考人)緊急時の給付金等の申請におきまして、口座情報の記載や通帳の写し等の添付、あるいは行政機関における口座情報の確認作業等を不要とすることができる。加えて、昨年の特別定額給付金の事務におきましては、行政機関で、世帯ごとの申請であったがためにマイナンバーが利用できないので、申請者と給付対象者の照合作業というのが非効率になったということもございます。

●国が口座の中身を覗くとか口座情報を収集しようとしているとの懸念(衆・内閣3/12自民・本田)

(向井政府参考人)付番は、物事を特定する、個人を特定するもので、必ずしも、特定すること自体が情報が流れるということでは決してない。...

現行の制度上、政府が法律に基づき国民の金融資産を調査するという場合は、例えば生活保護とかあるいは税務調査等であるが、そういう調査というのは、預金口座にマイナンバーが付番されているか否かにかかわらず調査対象となっているもので、付番の有無とそういった調査との可否というのは基本的に無関係。

一方で、マイナンバーで付番されるということは、預金口座とひもづくだけで、口座の中身とひもづくわけでは決してないので、そういう点では、マイナンバーが特定するのはまさに口座そのものにすぎない」

●どのように預貯金口座の登録数を増やしていくのか(参・内閣5/11公明 石川)

(向井政府参考人)まず、データがどこにあるか、個人がそれぞれ持っているものについてはマイナポータルを通じて吸い上げようと、それから、それ以外に金融機関が持っているものについては金融機関にお越しの際に希望を聴取するとか、そういったルートごとに細かく、どういうデータベースがあり、どういうルートでどうやれば一番できるのかというのをそれぞれしっかり設定した上で、それらの目標的なものも含めて今後検討していく。

それらの際には、登録を促進するような何らかのインセンティブみたいなことも検討する必要があると思っていますけれども、これらを細かくやっぱり目標的なものも含めてしっかりやっていく

なぜ付番義務化しないか、任意で登録をどう増やしていくか

●国民民主党・維新の会の修正案※に対して

(平井)これまで、特定口座など、証券口座は口座名義人本人に告知義務を付したが、結局付番が進まなかった。罰則がない義務化というのは、この場合、非常に効力には疑問もあるという結果。どうすれば一番付番がスムーズに進むかということが非常に重要だと考えて、利用者のメリットを充実させることで付番の実効性を高める観点から、希望者を対象ということにしてメリットを十分に説明することが重要であり、国と金融機関が密接に協力して、付番の申出の具体的なメリットと併せて、付番の申出によってデメリットが生じないことも分かりやすく金融機関の窓口で国民に対し説明し、付番を促進していく。

修正案だと、結果、マイナンバーを確認できなければ口座開設とかができないということは、これは義務化よりきついなという感じがしたんですが、これはこれからの議論だろう

●与党で付番義務化に反対する人の理屈は(衆・内閣3/12維新・足立)

(平井)私も地方のいろいろな会合で皆さんの意見を聞いていると、必ずこの意見が出てくる。結局、明確な理由とか根拠はないんだけども反対という方々が多いです。やはりそれは何となく心配というようなことで、そういう意味で、資産状況を一元的に把握できるようになるとか口座情報が漏えいするリスクが高まるとか、これは誤解なんですけれども、この誤解を我々はまだ払拭できていない。

※「意思に基づき提供」ではなく、全ての口座に付番すべきとする修正案

(1)金融機関にマイナンバーの提供を受ける義務を規定

預貯金者が本人特定事項の確認に応じないとき、または個人番号を提供しないときには、金融機関は預貯金者が確認に応じかつ個人番号の提供をするまでの間、取引にかかる義務の履行を拒むことができる。

(2)預貯金内容の情報の漏洩、滅失、毀損を防止する適切な管理のための措置を講じなければならない

(3)情報提供に関する記録を作成し保存しなければならない

マイナンバー制度の現状と問題

●マイナンバー制度のコストパフォーマンスは悪すぎ(3/31内閣委・立憲・後藤)

(菅総理)マイナンバー制度の関連国費の総額については、マイナンバー法成立以降の九年間の累計で、約8800億円。コストパフォーマンスは確かに悪過ぎる。私自身、内閣官房長官として、三、四年前、このマイナンバーカードについて、もう一度一からやり直そうと思いました。それで厚労省説得をして、健康保険証をマイナンバーカードでできるようにしました。今、若干遅れていますけれども、そういう道筋をつけ、免許証も警察庁と話をしてこれも可能な方向性をつくりました。

●マイナポイントの現状(3/17内閣委・自民牧原)

(黒瀬政府参考人)申込状況の現状、3月14日の日曜日の時点で約1438万人から申込み。同日時点のマイナンバーカードの交付の実施済みの件数が3438万件で、その割合は42%程度。事業期間を本年三月末から九月末まで延長するとともに、キャッシュレス決済事業者の追加公募し新たに大手クレジットカード会社にも御参画いただけることとなった

●マイナンバーカードを使うと確定申告(e-Tax)は不便(3/19内閣委・立憲後藤)

●マイナポータルが法的根拠もないまま利用拡大(3/19内閣委・共産塩川)

(平井)順次APIを開発、提供することによって民間事業者や行政機関などいろいろなウェブサービス提供者と接続してそのサービスを提供していく。国民が利便性を感じるものに関してはどんどん広がっていくんだろう。(マイナポータルからの)APIによる個人情報の提供は、行政機関から本人に提供された自己の情報を自己の意思によって民間事業者に提供するものであって、個人情報保護法やマイナンバー法に提供の根拠となる具体の規定があるわけではない

●消費税のインボイス導入と国税庁の新たな番号(3/24内閣委・維新・足立)

(重藤政府参考人)マイナンバーの取扱いには番号法に規定があり、使用目的は社会保障、税、災害対策分野に限定されるとともに、その取扱い、非常に厳重に管理をするということになっている。一方、インボイス制度における登録番号は、広く日常的に事業者間でやり取りされるインボイスに記載されるもの。

こうした利用目的、それから秘匿性の観点から、インボイス制度における登録番号にはマイナンバーは使わないということにした。

マイナンバー制度の現状と問題

●入管法改正後の在留カードとマイナンバーカードの一体化の経過(3/12内閣委・維新足立)

(小野田大臣政務官)平成30年12月以降、タスクフォース等において検討を重ねてきた。両制度は、それぞれ趣旨、目的が異なっていることから、二つのカードの一体化の検討に当たっては、在留カードの券面の記載事項や常時携帯義務に関する問題などの諸課題の検討に時間を要した。

具体的には、在留カードの券面には、在留資格、在留期間、就労制限の有無などの記載があつて、一体化した場合にそれらの情報をどのように確認をするのか、また、在留カード常時携帯義務がありますので、この点について、マイナンバーカードとの関係をどのように整理するのか、さらに、一体化カードについて、法務省と市町村との連携をどのようにするのかなど、制度、運用の両面から、関係省庁間で幅広く検討しております。

法務省としては、両カードの一体化について引き続き関係省庁と連携し、本年中に結論を得て、令和七年度中に円滑に交付を開始できるよう、法改正やシステム開発等、必要な措置につき検討を進める

●災害時の避難所の管理とマイナンバーカードの利用(3/19内閣委・自民牧島)

(阿部政府参考人)訓練時を含めた避難所におけるマイナンバーカードの活用について。例えば、新潟県三条市において、マイナンバーカードの空き領域を活用し避難所の入退所受付を行うことで、避難者の特定と迅速な受付を実現している事例がある

●VRSでマイナンバーを使って情報連携するのは法の潜脱(参・内閣5/11共産 田村)

(富安政府参考人)ワクチン接種記録システムは、各市町村がそれぞれ情報を保有し、それぞれ区分して管理することとした上で、住民がほかの市町村から転入してきた場合に、本人の同意を得て、従前の市町村の接種情報についてマイナンバーをキーに照会し、提供を受けることができるようにしております。

この情報照会、提供につきましては、接種履歴の確認に高い緊急性が認められることから、本人同意を前提に、マイナンバー法19条15号、人の生命、身体の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときに該当し、供されるものと考えております。

この15号は、特定個人情報の提供の必要性が高く、また、ほかの号に書かれています情報提供ネットワークのシステムの使用をするいとまがないほどの緊急性が必要で、今回は、それに該当。